

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (13.4定)			
日 時	平成13年12月13日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時45分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋山委員長、渡部副委員長、横田・前田・成田・大竹・松本(光)・松本(聖)・新谷・古沢・新野・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大竹委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大島委員が松本聖委員に、見楚谷委員が新野委員に、北野委員が新谷委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。自民党。

横田委員

〇ＢＣ関連の問題について

経済の関連について、まず、お伺いいたします。

今朝の道新の朝刊で、ベイシティ開発の支援企業としてマイカル北海道という名前が浮上したということで記事が出ておりましたので、〇ＢＣの関連で何点かご質問をいたします。

我が自民党は、雇用確保という意味からも、当然〇ＢＣ破綻後の動向にはずっと注目してきたわけでございます。存続の要望書も出しております。

最初に、我々が聞くところでは、この〇ＢＣの再生計画案の提出期限が1月21日、来月ということでお伺いしております。

現在、この再生計画案はどのように作業が進んでおられるのか、まず、その状況について、おわかりいただける範囲でお聞かせ願いたいと思います。

(企画) 山田副参事

〇ＢＣの民事再生法の手続の関係につきまして、若干振り返って、含めてご説明申し上げますけれども、〇ＢＣは9月27日に民事再生法の手続の申請を行って以降、マイカルの本体の再生計画との関係もあることから、再生弁護団を中心に今後の再生計画案の骨格づくりの作業を中心的に行ってきたというふうに聞いてございまして、11月22日にマイカルの本体が会社更生法の申請を行うことになったことから、今後の方向を再検討することにしたと。

しかしながら、引続き民事再生法の手続を継続するという結論が生まれて、その旨は26日の日に小樽市の方に報告がございました。

同時に、ファイナンシャルアドバイザーということで日興コーディアル証券株式会社と契約を結びまして、再生計画づくり、とりわけ支援企業の選択に本格的に着手しているというふうに聞いてございます。

したがって、委員、ご発言があったように、1月21日の提出期限に間に合うように一連の作業を進めているというふうに現在聞いてございます。

横田委員

当然、計画案が間に合わなければ、また、いろいろと状況が変わってくるかと思っておりますので、その辺は、しっかり情報収集していただきたいなと思っております。

この築港地区の開発というのは、単なる商業施設の開発でなくて、大きなまちづくりだということで理事者側から何度も説明がありましたし、我々もそう理解しております。

そうしたまちづくりという観点の中で、複合商業施設を運営するデベロッパーといいましょうか、これが破綻したということは、今後、〇ＢＣをどこが支援するのか、支援企業がどこになるのかということによって、まちづくり全体に大きな影響が出てくるというふうに私どもは思っておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

（企画）山田副参事

確かに、この開発については四つほどコンセプトを持ちながら、その一つが若年層の市外への流出、それをどう防ぐかということ。それから雇用の創出をどう図るべきか。定住人口をどう確保するかということ。それから、こういう集客による市内経済の活性化をどう図っていくかという、こういった四つほどのテーマを持ちながら開発を進めてきている部分で、その中の複合商業施設の役割というのは非常に大きい部分があるというふうには思っています。

また、住宅建設自体は、現実的に、当初予定をしていた建設戸数も含め、時期も含めて、現在遅れていっている、こんな状況の中で、今後どんな企業が支援をしていくのか、また、未利用地の土地利用がどのように処理され、利用されていくのかという意味では、今後のまちづくりにとっては極めて重要な意味合いになってくるかと思えます。

しかしながら、現段階ではOBCの会社再生の推移を見ながら判断をしていく、こういったことにならざるを得ませんので、今後の事業展開については、もう少し、そういったOBCの再生計画案の中でどう考えられていくのかということを見ながら、進め方についての判断はしたいというふうには考えております。

横田委員

今日、市長にお越しいただきましたので、市長にお伺いをいたしますが、今日は、生々しくと申しますが、支援企業がマイカル北海道だということで報道されたのですが、市長は、このことについてはご存じだったのでしょうか、あるいは全く寝耳に水というような格好なののでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

市長

今日の新聞報道でございますけれども、これは決まったのではなくて、案として浮上したということでございますけれども、今までいろいろな話がありましたけれども、その中のうわさのあった企業の一つだなというふうに思いますが、OBCは、先ほど副参事からお答えしたように、ファイナンシャルアドバイザーを中心に、そしてまた、再生弁護団を中心に支援企業の選定作業に入っているということでございますので、事前には、ここが最も有力だとか何とかという話は聞いております。

横田委員

先ほどから何度も申していますが、支援企業はどこになるか、新しいものを全部含めて非常に関心があるわけですね。マイカル小樽、現にサティも入っております。それから、地場ということで、名前のとおりですね。これまでいろいろ外資系だとか、あるいは道外の企業なんかの話も情報としてはあったわけですね。現に、今日の新聞の中にも、そんなお話も書いてあります。

マイカル北海道が地場で現在営業しているわけですので、小樽の事情に精通しているといいたまいますか、我々としては、外資系あるいは道外企業の何もわからないと言えば語弊がありますが、小樽に詳しくない、北海道の経済に詳しくない企業が来てやられるよりは、マイカル北海道という地場の産業が支援企業になるということでは、いい方向にしているのかなという、我々はそういう気がするわけですが、道内企業が支援企業になるやもしれない、名前が浮上したということについては、市長のお考えはどうなのでしょう。

市長

先ほど副参事からも答えましたが、この築港地区の再開発は、いわゆる道内の交通系といいたまいますか、JR北海道なり北海道中央バス、こういった交通系の企業も資本参加をして開発を進めてきた、こういった事業でもありますし、これからも地元根づいた再開発ができる企業として、外資系とか、あるいはまた、道外企業等々もありますけれども、道内企業の方で何とか再建できればいいなというふうには思っております。

今後の施設継続は、いかにテナントがたくさん残って店舗経営ができるかどうかということでもありますので、北海道マイカルというのは、マイカル小樽オープン以来、主力テナント、サティとして営業を展開しておりますし、マイカルやOBCが破綻した後も、あの施設の中心的な施設ということで順調に営業を運営してきたということも

聞いております。地域事情、あるいはまた、築港地区の再開発についての経緯も十分把握している道内の有力企業の一つだというふうに思っておりますから、仮にマイカル北海道が支援企業としてその方向に進むということであれば、それは大いに歓迎をしたいと思えますし、好ましいことだなというふうに思っております。

まさに再生計画案の提出期限が来月ということで時期が迫ってきておりますので、仮にもし支援企業が決まらないということであれば、OBCの破綻ということにもなりかねませんので、今後、早期に支援企業が決まるように、行政としても、できる限りの支援をしていきたい、こう思っております。

横田委員

OBCの談話といいたいでしょうか、OBCのお話ということで、引続き、地域の支援を得るには中核スポンサーは道内企業が望ましいという部分の報道もされております。

こういった商業施設が破綻した場合の再建というのは、一休みしてしまうといいたいでしょうか、一回施設が空になってしまうと、施設が一遍に老朽化したり、もちろん売上げがなくなるわけですから、いろんな状況で再建が極めて困難であるという見方が一般的だと思います。

そうしたことを考えますと、我々が望むのは、今のままずっと入っていて、テナントが営業を続けていきたいという営業の継続意欲と言うのでしょうか、いろんなテナントに、そういったものを持っていただきたいと。

そのためには、市長のご答弁もありましたように、支援企業が本当に早期に決まっていたら破綻もあり得る、再生計画が提出できないということになりますので、時間がないわけでありますので、小樽市としまして、今、お互いに変な前向きであるようにお伺いいたしましたので、さらに情報収集に努められて、今後の支援企業が早く決まるように、いろんなご支援をお願いしたいというふうに思っております。

市長

3,000人の雇用といいたいですが、そういったものの確保という観点もありますし、何とか破綻などという最悪の道に行かないように、一日も早くスポンサー企業が決まって、1月21日に再生計画案の提出ができるように、ぜひ関係者は頑張ってもらいたいと思えますし、マイカル北海道が、今日は浮上ということでございますけれども、これがはっきり決まったということに、マイカル北海道に限らずスポンサー企業が決まるということが一番望ましいわけですから、そういったことを期待しながら、そしてまた行政として支援できることは支援したい、こう思っております。

横田委員

教職員人事の停滞について

それでは、質問を変えます。

教育委員会の方に代表質問でお伺いしました人事の停滞、教職員の人事が停滞しているのではないかという私の質問ですが、教育長からも、そういう傾向にあるというお答えをいただきました。

それで、ちょっとそれを聞きたいのですが、まず、教職員の人事異動というのはなぜ必要なのかという部分についてお願いいたします。

(学教) 総務課長

教職員の人事異動につきましては、北海道教育委員会の方で人事に関する異動の要綱というものを定めてございます。

その中では、教職員構成の適正化、それから、教職員が自発的・創造的な教育活動を実行して、学校教育の成果を高めることのできる組織としなければならない。

また、都市部と郡部が共存して、共存というのは、北海道は広いわけですので、そういう状況にございますので、さまざまな地域の特性を見ながら人事交流を進めて、絶えず教育の機会均衡、それから全道的な教育水準の向上に意を用いなければならない、このように基本方針でうたわれております。以上でございます。

横田委員

平たく言うと、組織には人事の交流がなければいろんな弊害が出てくるということだと思います。ですから、いろんな組織で異動あるいは人事の交流が図られているわけであります。

今の北海道公立学校教職員人事異動要綱の基本方針にありましたが、実施方針でも、具体的に都市部と郡部間、あるいは僻地と非僻地間の交流に努めなさいとか、同一校、同一市町村における長年勤務者については、1人ひとりの教職経験を豊かにするため、また、人事交流の円滑を図るために異動に努めなさいと。新採用者の同一校勤務年数は一定の年数を超えないように努めなさいというような指導をされているわけです。

しかしながら、本会議で質問しましたように後志局管内、とりわけ小樽市内は異動対象者が8割以上いるが、異動、交流が図られていない。あるいは15年以上20年以上という長期にわたって同一地区に勤務している方がいるということなわけです。

さらにお聞きしますが、同一校に長年勤務している教職員というのは、どういうふうになっておりますか。

(学教) 総務課長

現在の状況で申しますと、7年以上ということでお答えいたしますが、7年の教職員で42名、それから8年が24名、あと9年7名、10年8名、11年が2名、12年2名、以上であります。

横田委員

最長ですと同一校に12年といいますが、余り長くいると、先ほどの趣旨が全うされないという思いで質問をしているわけですが、さきの道議会で人事委員会は、この人事停滞に対して、こういうふうに答弁しております。

小樽市と郡部の交流でありますとか、小樽市内における長期勤務者の異動を促進するために、小樽市教委と連携を図りながら具体的な目標を定めるなど、計画的に適正な配置に努めていくよう局を指導していくということですが、この具体的な目標というのは道教委の方からおりてきていますか。

(学教) 総務課長

先ほどもご説明をいたしました人事異動要綱、それに基づきまして、道教委では人事異動の実施要領というものを定めてございます。

その人事異動の実施要領の中で、異動につきましては、道内に14の教育局がありますが、教育局の管内でそれぞれ定めることとされております。

具体的に申しますと、後志であれば、後志教育局におきまして後志管内の小中学校教職員人事異動実施要領というものが示されており、その中で、ご質問にもありましたように、管内がA、B、C、Dの四つのブロックに分かれますが、その中で都市部、郡部間、それから僻地、非僻地間の異動に努める、このように規定されております。

横田委員

それは書いてあるとおりでわかるのですが、具体的な目標値といいたいまいしょうか、それは何か示されていませんか。

学校教育部長

人事の停滞については、横田委員がおっしゃるとおりでございます。局の方からは、要綱で定める基準異動年数を超える教職員の割合というのが現在7割強でございます。これを局としては5割を基調としたい。このスパンを10年、時間のかかることでございますので、10年を目途に今の7割を5割に下げたい、このようなことは示されてございます。

横田委員

7割というか、7割7分ですから8割弱です。それを50あるいは60%にしないで、できれば50%以下にしないということが目標値として道教委の方で示しているものだと思います。

他の局、函館、胆振、渡島、あるいは十勝の帯広などは、こんな数字になっているわけです。小樽の教職員の方だけが、特殊な事情があって異動ができないということはないと思います。

これは先ほどからご答弁をなされているように、教育機会の均等だとか、いろんな意味で異動の促進を図っていただきたい。

例えば、小樽に持ち家がありますとか、そういう方々は、気持ちとしては、なかなか郡部へ行きたくないの私も十分理解できますし、私も単身赴任を3年ほど経験しましたがけれども、火のないところへ帰って、オーバーを着たまま食事するのも辛いのです。ですから、そういったことはわかりますけれども、そういった苦勞をなさっている方も当然郡部にはおられるわけですから、交流は促進していただきたいということでございます。

それで、これから人事作業というのが始まるやに聞いておりますけれども、こういった解消に向けて、今、道教委のお話もありましたけれども、市教委としては、こういったふうに対応して目標値に近づけていくお考えなのか、お聞きいたします。

教育長

人事の具体的な作業につきましては、先週の金曜、土曜日に、後志の局長、次長、管理課長などが小樽市に入りまして、小中学校の校長全員と面接をし、校長の把握している教職員の人事異動希望について面談をいたしております。

また、小樽市教育委員会としましては、現在、議会開会中でございますので、議会終了後の20日以降に、同じような校長、教頭の面接、そして、個人の人事異動希望の状況をさらに把握いたしたいと考えております。

一般的な仕組みとしましては、小樽市教育委員会は教職員の異動の内申を局に上げて、局が実質上の人事の異動先を選定する作業をするということでございますので、1月、年を明けますと、各学校から教職員個々の異動希望者の個人調書が参りますので、具体的に動き出す、そういう形をとっております。

横田委員

これから作業が始まるということですので、実質は、だれをこういうふうにするというのは局だと思っておりますので、小樽市教委の意向を局の方に十分伝えて、人事の適正あるいは停滞なく行われるように申入れをするというか、連携を図っていただきたいと思っております。私の方は以上です。

大竹委員

陳情第51号に対する取組状況について

私の方から、ちょっと質問をさせていただきますが、市民からの要望とかいろいろあるわけなのですが、なかなか予算がないということで、ままならないのが現実かと思っておりますけれども、ここでちょっと議会と行政ということで、その辺に触れながら伺いたいのですが、実は、昨年の4定におきまして陳情第51号というのが上がりまして、これは小樽市西部地区への救急車両配置要請方についてということで、12月15日に委員会で採択され、かつ12月22日には本会議で採択された、こういう経過があったわけなのですが、陳情が採択されて、それからその後、行政執行という形の中で、それをどのようにとらえているのかなということも含めて、この陳情は1年間たつわけですが、その辺の経過と取組、これから先に向けての方向性といいますか、今の取り組んでいる状況はどのようになっているのかということを含めてお伺いしたいと思います。

(消防) 総務課長

今、委員おっしゃいましたとおり、昨年の4定におきます西部地区への救急車配置の要請方につきましては、同地域の通行車両の増大に起因する交通事故が多発している状況や、また、この地域は住民の高齢化率が高い、そういうような理由から、全会一致で採択されたものでございまして、私どもといたしましては、この採択の趣旨を十分尊重してまいりたいと考えてございまして、救急車の現在の基準台数や救急出動件数の増加の推移を見ましても、救急車の増車の必要性の考えを持っておりますが、全体の消防士の経費の増額が大変厳しい状況にあることなどから、それらを考えまして、私ども消防車と救急車の乗りかえなどの工夫、そういったものを運用できないか、それ

からまた、一方で、こういったことによりまして消防力の低下を招かないためには、以前からお話ししているとおり、消防団の活用も必要なことでございまして、このたび、こういったものもそろそろ含めまして、常備消防と非常備消防、いわゆる消防団の連携方法のあるべき姿につきまして、消防団員、それから消防職員が合同で検討するために消防防災に関する研究会、そういった面の研究会を設置いたしまして、これらについて現在鋭意検討しているところでございます。

今、委員がおっしゃいましたように、これからの進み方といいますか、そういったものにつきましては、例えば救急車を増車するためには、当然、資格者の養成や施設の消毒室、そういったものの改修など、そういった整備も必要でございますので、新年度に向けましては、こういったものも含めまして順次段階的に整備してまいりたい、そのように考えております。

大竹委員

今、前向きに取り組んでいるということなのですが、いつも議会の中では、これからやります、取り組みますということはあるのですが、市民にとっては、いつごろまで、それが段階的になっていくのかというのがすごく興味があると思うのです。

そんなようなことで、今、答弁の中に出てきましたけれども、資格者の問題がございます。資格者という形では、今、小樽の消防として抱えている人数としては何名いらっしゃるのですか。

(消防) 警防課長

現在の救急資格者でございますが、救命士11名、それから、救急標準課程31名という状況になってございます。

大竹委員

救急救命士が11名と、その他の救急対策者が31名、この人間で救急車を回すとすると、何台動かすことができるのですか。

(消防) 警防課長

現在4台の救急車を運用してございますが、この人員で行ってございます。

しかしながら1台の増車、5台ということになりますと、さらに10名程度の資格者が必要になるものと考えております。

また、資格者の養成でございますが、順次行ってございまして、今年も救急標準課程2名を養成したところでございます。さらには、来年度も逐次養成してまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

大竹委員

それで、今11名と31名について聞いたのですが、今4台でもって回って目いっぱいという判断をした方がいいのか、編成のやりくりによっては、もう1台なり可能になるという可能性があるのかどうか今聞いたものですから、確かに、人数が多くてやれば、それなりのローテーションの中では楽にはなるとは思いますけれども、何せ今救急ということが非常に望まれていることでありまして、これから冬期間に向かって温度が下がるということにより、あるいは積雪寒冷地ですから、そのようなことの中で、夏と違って、救急に向かうにしてもなかなか時間がかかる、そういうようなこともあると思います。

そういうことを考えたときに、今の11名、31名という中で回すとすると、最高限度何台まで回せる可能性があるのかということで、済みませんが、もう一度お願いします。

(消防) 警防課長

現在の救急配置出張所でありまして、銭函・花園・手宮出張所です。

手宮出張所は2台でございます。その中で、救急資格者の配置につきましては36名でございます。

さらには、手宮の救急車につきましては高規格車とノーマル救急車、普通救急車がございまして、1台につきましては消防車と救急車の乗りかえ運用、こんなことを行ってございまして、数名の余裕はあるとございますが、そん

な状況でございます。

大竹委員

数名の余裕があっても1台まで回すだけない。今の話からいきますと5名は何とかゆとりはあるけれども、ならないのだというのが現実だというようなことでございますけれども、これは年に標準の方が2名あるいは救急救命の方1名という、そのような中で、今訓練しながら資格を取らせているというのが現実です。これで財政的になかなか逼迫してくるということがあるのでございますけれども、生命、財産を守っている消防、そういうところに対しまして、これに対する十分な予算措置もしていかなければ、市民のサービスと申しますか、生命、財産を守るという中で、どうしても必要なものですから、最優先されてくるものだと私は思っているのです。

そんなことで、これから先に向けて、救急救命士あるいは標準の人方の育成、それと救急車両の増大をさせるというようなことに向けて、小樽市としては、これにどのように取り組んでいかなければならないと考えているのか、最後に、その辺を市長にちょっとお伺いできませんか。

市長

市民の生命を守る、そういう観点では、十分配慮した中で救急車の配置というものが必要であると思います。

しかしながら、議会で採択された陳情でありますけれども、こういった財政状況の中で厳しいということがございますので、現在、4台配車しておりますけれども、この有効活用と申しますか、何か知恵を出して有効活用できないのか、それから資格者の問題もありますし、施設整備の問題、どこに車庫を置くかという問題もありますし、さらにはまた、救急車の購入というのですか、新規の購入なんかを含めると、相当な費用もかかるわけでございますので、今後の消防署所の適正配置と申しますか、その計画の中で早期に要望にこたえられるような、そういった段階的と申しますか、計画的なものをつくっていかなければ、一気に来年とか再来年という話にはいきませんので、計画をつくらせてもらいたい、そんなふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。(市長退席)

松本(聖)委員

救急車の件について

今、自民党の大竹委員から消防救急車の件についてご質問がございましたので、まず第1点、救急車の件についてお尋ねいたします。

昨日でしたか、秋田が、東北の方で救命救急士の気管内挿管の件について、この是非を問う問題が報道されておりました。

救急車内で気管挿管、すなわち、これは気道を確保するものでありますけれども、救命救急士がこの処置を行うというのは医師法に違反にしているということでありましたけれども、そういう認識は間違いないでしょうか。

(消防) 警防課長

気管内挿管ということで、気管内チューブを気管内に直接入れるということは違法・違反ということで厚生労働省の方から通知が来ているところでございます。

松本(聖)委員

報道によりますと、かなりの件数が、その市では行われていたということなのですが、小樽市においてはいかがなのでございましょうか。

(消防) 警防課長

小樽市内の救急患者の中で、心肺停止患者、これに対する救急救命士が医師の指示を受けまして、電気ショックであります、特定三行為ができるわけでございます。そういった行為を年間約90件ほど小樽市で行っているわけ

でございます。

その中で、気道確保、これは口から肺に空気を送り込むための気道確保でございますが、救急救命士が行う気道確保につきましては、食道閉鎖式チューブを活用しましてやるわけでございます。

これにつきましては、毎年約40件ほどございますけれども、ご質問のございました気管内チューブについては、秋田、それから、新聞によりますと山形で実施されたということでございますが、当本部では、この器具は持ってございませんし、行ったこともございません。以上です。

松本(聖)委員

ちょっと医学的なことはわかりませんが、気管内に挿管する、それと食道を閉鎖する形で気道を確保するのと、どちらが有効なのですか。

(消防)警防課長

気管内挿管であります。それにつきましては、気管の中に直接チューブを入れて空気を肺に送り込むわけですから、救急救命士が現在行っておりますチューブ、これにつきましては食道を閉鎖するもので、食道にチューブを入れまして、それを膨らませて食道を閉鎖する、その後で空気を肺に送り込む、そういう方法を救命士は行っていますが、どちらが有効か、こういうご質問でございますが、直接気管内に挿管した方が空気が多く入るだろうというふうには思います。

松本(聖)委員

呼吸が停止したら何分ぐらいで生命に危険を生ずるのでしょうか。

(消防)警防課長

これにつきましては、1分、2分が非常に大切だというふうに言われてございます。1分後であれば、ちょっと数字忘れましたが80%、あるいは3分後であれば50%、7分後であれば25%、10分後であれば、ほとんどだめだ、そんなふうに分刻みの時間ということでございます。

松本(聖)委員

今おっしゃったのは恐らく心停止の時間じゃないかと思うのですが、呼吸の場合ではもっと長い。素潜りする人は3分ぐらい息をとめていますから、今のは多分心停止の問題だと思います。

それで、救急車が患者を乗せて病院に到着するまで、そんな2分、3分という短い時間では着かないわけです。だとしたら、この気管内挿管というのは患者の生命を救うために極めて有効な手段であるということが言えると思うのです。

確かに、この行為は医師法に違反しているのかもしれませんが、テクニクとして別に高度な技術を要するものでないとも伺っておりますが、現実問題として、救命救急士の方がこの行為を行うということは可能なのでしょうか。

(消防)警防課長

救急救命士法が平成3年に制定されまして、かなりの年数がたっているわけでございます。

その中で、そういった行為につきまして、いろんな議論があることは確かでございます。救命士が気管内挿管、これはできるのかという質問かと思えますけれども、やってできないことはないのかなと。秋田、山形で今実際にやっているということでございますので、器具があれば可能かなというふうには思います。

松本(聖)委員

この件に関しましては、秋田でも山形でも、患者の生命を救いたがための行為であったと思います。

この医療行為を救急車の中で行うことによって、年に何人かの患者さんを助けることができるということであれば、医師法に違反してやれとは言いませんが、この法を改正する方向で何がしかの動きをしていくべきではないのかなと私は思うわけですが、すべてのことができるようにせいとは言いません。だったら医者に乗せれば済む話な

のですから、それができない。でも、できることを手をこまねいて見ているのは救命救急士の彼らも自分に心苦しいものがあると思います。今これをしたら助かるのにとまって悔しい思いをすることも多くあると思いますので、法改正をここで話をしてもしょうがないのですが、ぜひとも、そういった動きをしていっていただきたいなという願いをしまして、伺います。いかが思いますか。

消防長

ただいま松本委員からのご質問でございますけれども、確かに、気管内挿管であれば相当数の救命率が高くなるのかな、このように認識しております。

今後、全国消防協会ですとか、そういうところで相当議論がなされる、そういうふうに思いますので、そういったところもずっと見ていきたい、そういうふうに思います。

松本(聖)委員

よろしくをお願いします。

人口対策について

次に、人口対策についてお尋ねいたします。

札幌の近郊で人口が減っているまちというのは、そうそうないわけです。ましてや、小樽から札幌駅まで移動しても30分程度です。車で移動しても30分程度です。こんな近くに、こんなにいいまちがあるのに、何で人が住んでくれないのかな、どうして小樽に引っ越してきてくれないのかな、あいの里とか北広島とか恵庭とか、札幌都心部まで1時間もかかるようなところにたくさんの方が新しく家を建てておられるのに、小樽には来てくれない、何でなのだろうと思うわけです。

今まで、どうして小樽に住んでくれないのですかというようなアンケートをとったようなことというのは過去にありましたでしょうか。

(企画)川堰主幹

小樽に来てくれないかというようなアンケート調査でございますけれども、学生相手のアンケートというのは平成7年に調査してございます。

ただ、一般市民の方というのでしょうか、そういった方を相手にしたアンケートというのはとってございません。

松本(聖)委員

学生は、卒業したら、また自分のふるさとに戻っていったり、ほかのところへ就職したりしてまたいなくなってしまう。家を建ててくれる人がありがたいわけです。定住してくれる人です。

そこで、近隣というか、小樽市以外に新たに家を購入したり新築された方に一度アンケートをとってみてはいかがででしょうか。その内容の中に、そのときに小樽に住もうとは思わなかったかとか、家を建てる場所の候補に小樽は上がったのか上がらなかったのか、上がったのだとしたら、どうして小樽がその選択から漏れてしまったのか、そういったアンケートというのをとってみてはいかがでしょうね。

なぜかといいますと、どうしてということがわかったら、それに対する対策がとれるわけです。いかがでしょうか。

企画部長

確かに、人口問題については、いろんな原因が生じた中で対策を講じてきていまして、そのいろんな原因という部分の中で、これという部分も集約した中で対策を講じております。

確かに、ある程度原因を集約していかなければ対策は講じられないという部分がありまして、それなりに、人口問題研究会とか市内の人口問題検討委員会とか、そういった部分で、いろんな議論の中で対策を講じてきていまして、委員のご提言のアンケート、これも過去にやりましたし、確かに、大学生という4年間、小樽にいたいという層はあるのでしょうかけれども、一時的にいるという部分、そういう考えも学生相手でございますので、小樽市以外

の大規模なベッドタウンといいますか、そういった住宅団地向けのアンケート、それも一つの方法でしょうけれども、私ども、もう少し地道に、小樽市に転入あるいは転出する際、市民部と連携をとりながら、いま一度そのあたりの調査といいますか、してみたいなと、こんなふうに現在のところ思っております。

松本(聖)委員

小樽に来た人に聞いても意味ないと思います。来なかった人に、何で来なかったのか、その理由を尋ねて、それを分析することによって、その対策ができるのじゃないかと思うのです。

小樽から転出していった友人がたくさんいるわけですが、みんな、札幌市もしくは札幌市近郊に新築されていますが、その第一に、小樽は教育環境が悪いと言われるわけです。これを一つとっても、それを改善する方法というのはあるはずで、教育委員会を責めているわけではありません。そういうわけではないですが、例えば除雪の対策が悪いとか、彼らはいろんなことを言うわけです。

そういう彼らの要望に細かく一つずつこたえていくことによって、時間はかかるかもしれないけれども、小樽に目を向けてくれる方々が増えるのじゃないかと思うのです。

ですから、そういう調査は、そこに住んでいる人のところへ行って、そういう調査をせいという、これはほかの自治体に行ってやるのはちょっと難しいのかもしれないけれども、例えば、ハウスメーカーさんとタイアップしてやってみるとか、いろんな方法があると思いますので、ぜひともご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

企画部長

確かに、いろんなお声はお聞きます。ましてや、札幌近郊というお話がありまして、その中の他の地域と比べますと、何が原因かと。

先ほどの学生アンケートは意外と正直な部分が第一の回答の中にありまして、夏場、雪のない時期はいろんな要素といいますか、小樽は海があり、景観があり、いろんな面ですぐれている、こういう意味では非常に小樽はいいのだと。

また、例えば東京とか、あるいは関西等も含めて考えますと、かつては私鉄沿線、小田急沿線がいいだとか、大塚も私鉄沿線の西の方の宝塚とか、あっちの方が、住むという環境からすると、平坦地よりも起伏のある景観がすばらしいというか、そういったところが人々の住宅を選ぶ際の選考の一つの大きな基準になるのだろう、こう思いますけれども、積雪寒冷地である小樽の中に、先ほどの学生のアンケートの中で、冬の山坂が多い、ましてや平地で生活していて車なんかを運転するときに、小樽に来るとなかなか難しい、そういった部分もあろうかと思えます。

いずれにしても、対策を講じるためには、原因の部分、これはそれなりに特定はされています。

ただ、これから私どもが市民と連携しながらやるアンケートの調査項目、そのあたりをどういう内容にしていくかというのは、ちょっと研究させていただきたいな、こんなふうに思っております。

松本(聖)委員

深刻な問題ですし、風前のともしびとまではいかないですけども、いつ底を打つかかわからないような状況になっていますから、早急に対策を講じていただきたい。新しい住宅団地の造成もされていることですし、小樽市内の人が、またそこに引っ越しても人口は増えないわけですから、外から呼び込むだけの魅力を、それから住みやすいまちをつくっていかねばいけない観点から早急にご検討をいただき、調査を受けて、各現場の方々にご協力をいただくという形になると思いますけれども、調査第一ですから、早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画部長

先ほども申し上げましたとおり、長い経過の中で、理由はある程度絞り込んでいるとは申せ、年数もたっていますので、どういう調査項目がいいのか、ある部分、小樽に入ってこない人云々という話がありましたけれども、転出される、あるいは転入という部分も、これは基本的な部分にかかわる調査でございますので、いずれにしても、

項目、内容といった部分は研究したい、こう思っております。

松本(聖)委員

早い時期にお願いいたします。

石狩湾新港におけるクレーンの新設について

次に、港湾部にお尋ねいたします。

石狩湾新港にコンテナ用のクレーンが新設されたのですが、非常に能力の高いクレーンだと伺っております。

小樽でも、さきに調査費として予算がついていたかと思うのですが、これは小樽にもつくるのですよね。つくるといって伺っておりますけれども、すぐ隣にあんな立派なものできてしまった。小樽にそれをつくるメリットというもの、まず教えていただきたい。

港湾部長

ただいまガントリークレーンを小樽でつくるとかというお話でございますけれども、一つは、近年、港湾貨物の形態が従前より変わってきているというのがございます。従前は、ばら荷で輸送してきてございましたけれども、最近は、特にコンテナ化というのが非常に多くなってきている実態がございます。

こういったことに対応するために効率的な機械化が求められてきているのが現状でありまして、そうすることによりまして、荷役時間の短縮、そしてまた安定した航路が確保できるということでございます。

石狩湾新港には韓国との航路がございますけれども、私どもとしては、これからは対岸貿易促進のためには、中国が一つの大きな発展的な要素があるところだろうということで、関係業界の方々とも相談しまして、中国を目標に、今、航路誘致を進めておるわけですが、この部分でコンテナ航路が誘致された場合には、先ほどお話しした安定した航路を確保するためには機械化というのが当然必要だろう、こんなふうになっておまして、航路ができた時点では、ガントリークレーンを購入して港湾機能の充実を図っていききたいな、このようには考えております。

松本(聖)委員

あくまでも航路の誘致というのが開設というのが、これが先なのですね。先に設備をするというわけではないのですね。

港湾部長

確かに、機械整備が先ということは、そういう意見もございますけれども、何分相当高額な機械でございますので、私の方としては、厳しい財政事情の中から、従前から誘致を先に行き、それに伴う機能性というのは、その後に実行しながら進めていこうというスタンスで今まで取り組んでございまして、私どもとしては、航路の誘致を先に決めてから、それに伴う設備を図っていききたいな、こんなふうになってございます。

松本(聖)委員

ところで今、お話にあった中国なのですが、どうなのでしょう、すぐ隣にあんなのができてしまいました。小樽に権利がある港だから、余りごちゃごちゃ言いたくないのですが、今までの話の流れで小樽に興味を示していただいているのですか。

港湾部長

先ほどもお話ししたように、隣の石狩湾新港では韓国航路ということでございますので、私どもとしては、韓国航路ではなくて、新たな航路が望ましいということで中国航路を目標に置いているわけですが、そのために業界の方々にもPR活動をしているわけですが、一つは小樽の優位性、昔から言われているように、冬期間における静穏度の問題だとか、それから、それに伴う港湾機能の整備の充実を図っていくというようなことも話をさせてもらったり、道央圏とのアクセスの問題、こういったことを積極的にPRをしながら、船社に訪問させていただいて、何とか航路誘致に努めてきているわけです。その中で、一部、今、小樽にも非常に興味を示していただいているという船社もあるものですから、そういったところを、それに航路誘致に伴いまして、荷物というのが一

番大事なものですから、そういった集荷活動を含めて、お互いに情報交換しながらデータ収集をして、何とか貨物を確保するためにお互いに協力し合って今進めているところでございます。以上でございます。

松本(聖)委員

流通という面では、実はすごく不安なのです。石狩湾新港から高速道路の乗り口まで10分程度なのです。極めて近いところに高速道路の入口がある。小樽はもっと近いです。札幌までの距離を考えると石狩の方が近いのです。

そういうことから考えて、小樽の議員としてとか小樽の市民としてではなくて、例えば船社の立場に立ったら、より流通に便利な方に目が向いてしまうのではないかな。ましてや、それだけの設備がもう既にあるところへ目を向けるのではないかなと、経済的なことを考えても思うわけです。それでもなおかつ小樽に来たいと言っている船社の方には非常にありがたいことではあるのですけれども、とても不安になるわけです。ですから、現在の交渉の状況というのをもうちょっと詳しく教えていただきたいのです。

港湾部長

今、ある船主と積極的に情報交換しながら荷物の積上げをしているわけですが、より詳しくという話でございます。

やはり、航路を持つためには、一航海、コンテナ個数でいきますと何十個かなければ採算性の問題があるわけです。私どもも、独自に航路を開設した場合には、そういったところを利用していただけるかということも含めて企業訪問をしたり、また一方では、船社も船社なりに、現在、苫小牧と結んでいる部分もあるものですから、そういったところから一部こちらの方にシフトできないのかなといったところも、船社は船社なりに、現在の荷主といろいろ交渉している、そういったところもあるように聞いておりまして、私どもとしては、何とか一航海の荷物を確保できるように情報交換しながら、私どもも協力し、また向こうの方々の意見を聞きながら、できることは支援をしながらやっていきたい、こんなことで今作業を進めてございます。航路が実現されるという期日はまだはっきりしていませんけれども、何とかそういう積み重ねで、これから航路誘致に向けて努力していきたい、こう思っております。

松本(聖)委員

かなり高価な機械であると同っているのですが、これの採算性というのはどうなのでしょう。恐らく今交渉されているのは一社の船社と交渉されているのだと思うのですが、そうすることによる採算割れというのでしょうか、減価償却にかかる時間、そういったことまでご検討をされているのでしょうか。

港湾部長

機械でございますけれども、これは借金といいますが、起債で購入して何十年という単位で償還していかなければならないということでございますけれども、現段階では、一定の収入を見込めるという中で、20年程度の償還期間の中で返済していこうという計画の中で、今こういう努力をしているところです。

松本(聖)委員

だから、一航海何十個のコンテナの扱いで採算のとれる機械なのですか。

港湾部長

一航海で採算がとれるかというお話ですが、そういうことではなくて、1回使うことによって使用料をいただくわけですが、当面その部分を、航路が安定するまでの間、例えば支援を、減免しようとか、そういったことも考えられますけれども、一つは、一航海でどれだけの収入が入ってくるから、これで採算がとれるということではなくて、私ども、そういった大きな目的の中には、航路を維持することによって、当然あることによって荷物もどんどんどんどん増えてくるであろうと。そうすることによって、便数が増えてくる、また貨物量が増えてくることによりまして、使用の頻度が高まっていくということから、そういう機械がなければ、コンテナの航路というのは誘致がなかなか難しい部分もございまして、確かに採算面はあるのですけれども、そういった航路維持の

ためには機械が必要であろうということを私どもは考えておりまして、そういう取組をしているところでございます。

松本(聖)委員

役所というところは、とかく採算割れをするような事業でも平気でやるわけです。利益を追求している企業じゃないですから、はなから赤字覚悟でやらなければならない仕事ももちろんあります。

だけれども、この場合、本件に関しては採算面ということを中心に十分を考慮すべき問題なのではないかな。ほかに代替えするものがないわけじゃないから、ぜひ小樽に荷物が来てほしいです。小樽の港に定期的にコンテナ貨物船が入ってくる、見ていても非常に気持ちのいいうれしいものではありません。

だけれども、今一度冷静にといいますか、採算面でも考えてみてはいただけないでしょうか。航路が先、設備が後ということですので、まるっきり宝の持ちぐさになってしまうことはないのでしょうかけれども、そうでありますしても、十分な採算性というのをきちんと考えた上での計画としていただきたいのですが、ご所見をお聞かせください。

港湾部長

先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、航路が増えれば荷物も増えるということによりまして、使用も多くなっていくわけですが、それに伴う使用料も上がってくると思ひまして、決して採算性を度外視してということではなくて、私どもも、航路が来ていただくにおいては、長い間、航路を保っていただきたいなと思ひますので、機械につきましても、20年という中で返済しなければならぬわけですが、その中で、何とか採算性に見合うような本数の航路の誘致、また荷物の増加、こういったものに、これからも努力をしていこう、こういうようなことを考えながら今進めているところでございます。以上でございます。

松本(聖)委員

ありがとうございます。

ぜひとも航路の誘致が成功することを祈っておりますが、部長は、増えることばかりおっしゃるのですが、世の中はなかなかそういういい方へいい方へと回っていかれないのですが、そうとも限らないのが世の中でございますから、最後にもう一言だけ言いますが、慎重に検討していただきたいなと思ひます。以上で終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

生徒指導と生活指導の考え方について

代表質問でもお伺いをさせていただいたのですが、教育委員会の方に、生徒指導と生活指導の考え方についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

教育という部分では、非常に多岐にわたっているわけですが、知識、技術を教授する、いわゆる陶冶という部分と人格形成という部分で、特に両側面があるということなのです。家庭でも学校でも社会でも、どちらかという、陶冶の部分の重視されがちである。訓育の方がついつい置き忘れられるという現実があると思ひますが、例えば、家庭では教科、いわゆる学校の成績ということあるいは進学、そういったことに関心を持たれる。保護者にしてもそうですし、ある場合には自由放任ということで余り関心を持たないという方、あるいは仕事や家事が忙しいということでなかなか目が届かない、関心を持ちたくても目が届かない、そういう場合もあるわけですが。

いずれにしても、訓育という人格形成という部分は、とかく余り関心を持たれない。学校でも、各教科の中にも訓育的な要素というのはあるはずなのですけれども、どちらかという陶冶が優先されるということで、教師自身が教科指導の中でどこまで意識的に訓育という部分を意識しているかという問題は、いわゆる生活指導、生徒指導

の問題だから、教科では特別いいのだという割り切り方というか、そういうのもあると思うのです。

また、社会でも、知識、技能というものが能力として評価されるということで、人格だとか教養だとかということとは二義的な評価しかないというような場合が多いと思うのですが、いわゆる現代の教育の中での人格形成、訓育の側面の意義というか、これについてはどのようにお考えでしょうか。

(学教)指導室長

ご指摘の訓育の件につきましては、これが今、非常にこれからの教育の課題になっておりまして、昨年12月に出されました教育改革国民会議の報告の中でも、人間性豊かな日本人を育成するという、その中の一番最初の項目に、教育の原点は家庭であるということをお覚するというので、家庭教育における訓育の重要性ということが述べられております。

また、今、学習指導に偏りがちで、いわゆる心の教育の面が不足しているのではないかとご指摘があったかと思いますが、生徒指導と生活指導という用語につきましても、戦後の教育の中では大きな対立点があります。

一般的に使っております生徒指導につきましては、これは1人ひとりのよさを伸ばすことを中心にしながら進めようと。ある大学の先生は、地理的風土の中で子供を育てるといふふうにお話していますし、一方、集団主義的な考えを強く持つものについては、班競争というようなことを通して、より正しいものを選択していくためにはできないものは仲間から外すというようなこともありまして、そういう点では非常に相違点としてありました。

どちらかという防衛的な機能を中心にして育てるのか、この二つが大きく分かれておりまして、現在、文部科学省中心には、生徒指導として指示的機能を中心にした指導、それから、別な言葉でいいますと、共感的な理解を中心にした指導ということが行われております。

なお、その中で生徒指導という言葉ですが、これはあえて生活指導と相違点を挙げるとしますと、これは学習指導と生活指導というふうに教育の中で分けることもできます。

生徒指導というのは、子供の日常生活にかかる生活態度ばかりでなくて、学習の中でも、その機能を生かしなさいということになっておりますが、では、機能とはどんなことかということ、生活の中でも学習の中でも、まず1人ひとりの子供が自己決定する場を与えなさい。ただ言われたことをやるのではなくて、まず、それを受け止めて自分で自己決定する場を設ける。

さらに、その自己決定を与えて、やったことについては、それぞれの自己の存在感を十分に認めて、よさをもとに、その自己決定を進めるようにしなさい。

そしてさらには、先ほども述べましたが、そういうそれぞれの自己決定が生かされるような共感的な関係を基盤にして教育活動を進めなさい、こういうことになっておりますので、現在の教育活動の中におきましては、生徒指導を非常に大きな中心点において取り組んでおります。

市内の学校におきましても、生徒指導の機能を生かした教科の指導のあり方というようなことを研究テーマに挙げて取り組んでいるところもございます。

斉藤(陽)委員

本会議でも教育長のご答弁をいただいたのですけれども、いわゆる児童生徒の問題行動の原因として喫煙ということの一つ取り上げたのですけれども、喫煙に対して家庭での黙認という問題もある、そういうこととも関連するのですけれども、家庭の教育力の低下ということについては、学齢以前のしつけという問題も含めてですけれども、基本的な生活習慣、あいさつ、あるいは社会常識と言われるものを身につける意味でも、家庭の役割というのが非常に大きいのではないかとと思うのですけれども、この点についていかがでしょうか。

教育長

家庭及び学校、それぞれにおいて教育力は間違いなく低下している、そういうふう考えております。

小学校時代の喫煙ということもありますが、これは時代の変化というのですか、その中で少子化が非常に進んで

まいりまして、家庭の中で一人っ子ということが普通になってまいります。

そうすると、今までは兄弟の間で、家庭の中のルールとか、「いいかい、学校へ行ったら先生の言うことをこうするんだよ」と、お兄さん、お姉さんが教えた、この機能が失われている。

それから、学校に行っても、兄弟関係で保たれていた友人とか仲間とのつき合いの仕方も教わることがない。そして一人っ子ですから子供部屋を与えられておりますから、その中で、いたずらをするといったようなことがありまして、そういう意味での相対的な教育力の低下が家庭教育や学校教育の力不足を一層助長させているのだらうということ。

先ほど、自己決定能力という話もありましたが、兄弟の中で自己決定能力がはぐくまれるということが当然落ちている。

実は、生徒指導という言葉は、昭和40年の1月に文部省が生徒指導の手引というのを強く出したのですが、生活指導が暮らしという中でいろいろ広範な分野で言われるのに対して、生徒指導は、学校の中で指導されるべきこととして学習指導、そして学校での生活、家庭での生活の中の指導の基本、私は、そういうふうに考えております。

斉藤(陽)委員

そういったことで、家庭の教育力というのを非常に補う必要があるというふうに思うのですけれども、小樽市では、家庭の教育力を高めるといいますか、補うために、どのような施策に取り組まれているのか。

特に、先ほど言いました訓育的な側面について、しつけだとか、あいさつだとか、善悪の判断基準ですとか、規範意識、それから基本的な社会道徳、集団のルール、公共心、マナー、そういったいろいろなテーマがあるわけですが、ある固定した観念、こういうふうに決まっているとかがいうのではなくて、いろんな講座だとか学習会とか討論会とか、そういった形で、広く市民の意識・関心を高めていく必要があるのではないかとこのように思うのですが、この点については、いかがでしょうか。

教育長

子供相互の中でそういう教育ができませんので、今度は親御さんがお互いに連携して自分たちの力を高めていかなければいけない。

そういう意味では、若いお母さん方のグループの中で、そういう問題を話し合うことが必要だろーと思ひます。

文部省あるいは厚生省が協力して家庭教育ノートとか、そういうものを発行いたしまして、すべての児童生徒、すべての家庭にお配りしておりますので、そういう中から、どういうふうな形がいいのかということをおぼんでもらうという試みもござひます。

斉藤(陽)委員

それで、いわゆる今の家庭という問題はあるとおぼんでおぼすのですけれども、それを前提として学校教育における生活指導、生徒指導という部分なのですが、小樽は、かつて戦前の生活綴り方というか、そういう全国への発信地の役割を果たした、そういう時代もあるわけですが、そういった歴史をちょっと振り返ってみたいのですが、なぜそういう歴史を振り返るのかということをお結論的に先に申し上げておきたいとおぼすのですが、今、いじめだとか、学校内での暴力だとか、授業が成立しないだとか、いわゆる教育の荒廃現象があります。

その背景として、確かに、今言われた家庭の教育力の低下というものはあるとおぼすのですけれども、もう一つの問題として、教師の側、教師自身の規範意識というものが変わってきているのではないかとおぼすことが考えられると思ひます。

これは、もちろん難しい問題で、すぐ結論を出すということではないと思ひますけれども、一つの問題提起としては必要でないかとおぼすのですけれども、まず、この点についていかがですか。

(学教)指導室長

今ご指摘の教員の規範意識等が落ちてきているのではないかとおぼす点であらうかと思ひますけれども、この点につ

きましては、私どもも、議会のご指摘の答弁に当たりまして、教師としてあるべき姿に欠ける面が一部の教員にあるということは十分承知しております。

そういう中で、まず教員自身が、自分自身が変わってきているということも含めて、対象となる子供が自分が子供のときとは違うのだという認識を持ってもらいたい。その上で教育を考えていただきたいということは、私どもは、まず、一つは毎年講演会を持ちまして、特に生徒指導にかかわって、例えば、今、子供がどういうふうに変ってきているのかという意味で、カウンセリングを中心にしているんな相談を受けている、そういう精神科医のお話を聞き、子供が学校外で、そういうところに訴える子供の姿、子供の状況を先生方に率直に話してもらっているのですけれども、今年も道の方から、病院の先生をしております方にお越しいただきまして、今、子供たちがどういこう変わってきているのか、そのことについては細かく話していただきました。

例えば、児童虐待について、親が虐待を受けた年代が、その子供にも虐待をしているのだというようなことは事実と違うというようなことも、実例を挙げながら、今、子供の実態はこうですよというようなお話をしていただいたことから、教員としての子供観あるいは教育観をしっかりと持っていただきたいということで進めております。

斉藤(陽)委員

それで、歴史を振り返れという部分なのですが、物の本を調べましたら、まず、戦後教育の中で、生活指導という言葉が最初にあられたというのが1946年、終戦直後ですが、文部省の国民学校公民教習書というのに出てきたということで、これは基本的な生活習慣の形成、そういう意味で使われていたということでございます。

それから、その後、いわゆる生活適応の自己指導能力の形成、難しいのですが、いわゆる適応主義というものがありまして、その後、子供の自己主張を励ましながらか自他の社会関係を形成させるような指導という児童中心主義の流れがあった。

そのほかに、それと並列的な形で集団構造の民主化過程を中心とした子供たちの自主的な集団活動を組織するという、いわゆる集団主義という考え方が、対立とまではいかないにしても、並立、共存していた時代があった。

それが、今から十一、二年前にソ連、東欧の崩壊という流れの中で、集団の力という観点から、ある意味では規範意識の形成というか、非常に重視した集団主義的な考え方が世界的な主張の変化といいますか、思想の変化の中で、どちらかという弱まって、児童中心の流れ一辺倒になりつつあったのではないかと。まず、こういう流れがこの10年ぐらいあったのではないかといこうに押さえたのですが、その点の認識については、いかがでしょうか。

(学教)指導室長

私も生徒指導にかかわる歴史については詳しくないところもありますけれども、大きな流れは、そのようなことになってきたかと思えます。

私どもが認識していますのでは、これまで生活指導と言われてきましたのは、戦後すぐに、今ご指摘にありました、アメリカからガイダンスという、それは個々の持っているよさを伸ばしながら生活や学習の機能を高めていこう、そういう考えを中心にして進めていく中で、それだけでは不十分な面もある、もっと現実の生活の中で矛盾に気づき、自分の生活を変えていこうという社会的な面を含めた生活必需的な生徒指導が入ってまいりまして、それだけではどうも社会の矛盾に十分対応できないという主張が強まり、そして集団主義的な生徒指導と言われる方法が入ってきたということでございます。

ただ、小樽市の中では、その変遷はどうかといいますと、ここ20年ぐらいの推移を私の感覚で言いますと、集団主義的な生徒指導が社会の動きの中で衰退していったというのではなくて、その方法と手法が子供と保護者には受け入れられなかった。

例えば、具体的にいいますと、集団主義的な方向の中で、民主的な決定、行動ということを重ねるということから、班をつくって、その班を競わせる。すべてがそうだったわけではありませんが、誤った理解として、できないところは、その班をぼろ班ですとか、くず班だとかというような名称で呼ぶことから、先ほど触れました防衛的

な機能と申しますか、反発力、そういうものも中心にしながら集団としての力を育てていこう、こういう指導が一部ありました。

しかし、それは結果として子供にも保護者にも支持されず、現在の生徒指導、共感的理解を中心にしたものに淘汰されてきているものと思います。

斉藤(陽)委員

私も、もちろん、かつての集団主義がそのままいいと言っているわけではないのですけれども、そういった教師の側の意識の変化というものがあつたのではないかと、一応、問題提起をさせていただきました。ここで結論を出すという問題ではないので、次に進みたいと思います。

教員養成のあり方について

11月1日に発表されました中教審の答申の中で、新しい時代における教養教育のあり方ということで、その中でも指摘されてますけれども、豊かな人間性や社会との関係で、自己を位置づける力を学校・家庭・地域社会が一体となって子供たちをはぐくんでいくのだ、そういうことが必要なのだということが指摘されておりますけれども、そういう必要があるときには、教師自身が、どのような規範意識や集団感というものを持っているかということが非常に大きな問題になるのではないかと、このように思います。

このことは、結局は、教育職員の専門性ということにゆだねられるのだと思うのですけれども、教員養成上のいろんな問題点も含めて、この点についていかがでしょうか。

(学教)指導室長

教養教育のあり方について質問がありましたけれども、その以前に文部省の方から、いろんな答申に出ています中では、これからの教育で子供たちに対して、何か自分探しをすることだと、どこかに規範とすべき像があつて、それを目指していくのではなくて、自分なりのよさを生かす中で自分の生き方を探っていくということが強くありまして、この点は、教育活動におきまして教師が指導観を持つという意味でも同様だと感じております。

そのことから考えますと、共感的理解を基盤にして進めるというのが生徒指導の基盤でありますけれども、共感的理解とは教育上どのようなことかということ、例えば、Aという生徒がいたずらをして友達をいじめているというときに、それを注意、いさめるだけでなく、その子がなぜそのような行動に走るのだろうか、背景にはどのようなことがあるのか、そういうその子の立場に立った理解を含めていさめるべきものは正していくということが、これからの教育、これは時代が変わっても変わらないと思いますけれども、そういうことがこれから大事にされることだと思います。

教育長

教職員の力量に対して、どういうふうに変えていく、考えていくのかというお話がありましたが、今、教職員の力を養成するのに大学院の進学を認めまして、その中で1年間なり2年間なり休職をして、そして1級というか、そういう免許状に改める、そういう道が開かれております。

その反面、3カ年にわたって研究されました教職員の資質、それに欠ける、そういう先生については転職を含めて、もちろんすぐやめてもらうのではなくて、方向転換の道をちゃんと用意して方向転換を図っていただく。

それから、もう一つ議論になっているのは、教職の40年ぐらいの中で、一度免許の力を見直そう、そういう機会があつてもいいのではないかと、これも教職審議会で大分議論されましたが、これは当面導入を見合わせようということで、教職員に対する、いわゆる社会情勢の変化と教職員の教育力をどういうふう維持していくかということでは、当面そういう議論が行われております。

斉藤(陽)委員

いろいろ議論はあるのですけれども、現在、実際に生活指導として学校で具体的にどのような指導があるのか、一番最初に聞かなければならないことだったかも知れないのですが、その点は、いかがでしょうか。

(学教)指導室長

今、小学校、中学校とも、まず第一に、子供たちにとって一番興味を持って取り組んでいるのは児童会・生徒会活動というのがございます。

これは、それぞれの考えに基づきまして、自分たちとして、どうよりよい活動をつくっていくかということで話しを進めていくという活動です。これは、子供にとっては、学校で過ごす中での存在感を非常に強く感じるものの一つかと思えます。

そのほかに、小学校では学芸会とか運動会という行事がありますし、中学校では、さらにそれが発展されて文化祭というようなものがありますが、これもそれぞれ教員と子供が一体になりまして一つのものをつくり上げていくという点では、非常に大きな成果になっているのではないかと考えています。

あと、これらのほかに、今のはどちらかという生徒指導、生活指導でも積極的な生活指導といえますが、よりよさを伸ばすという点ですが、しかし、現実には十分な規範意識を持たない生徒、それから不適切な行為に及んでしまう場合もありますから、こういうものにつきましては、中学校、小学校でそれぞれ生活指導委員会という委員会を構成しておりまして、それぞれ定期的に会議を持ち、各学校の状況を話し合いながら、マイナス面については是正を図るということにも取り組んでおります。

斉藤(陽)委員

この問題の最後なのですけれども、生徒指導の実際の現場で具体的に何か生徒の問題行動が発生しているというような場合には、保護者も教職員も学校も、また、その生徒本人が一番悩み焦り歯がゆい思いをしながら壁にぶつかっている、なかなか打開できないという状態にあるわけなのですけれども、教育委員会として、いわゆる管理という姿勢ではなくて、現場に対する教育的な支援ができるかということ、今までももちろんやっていらっしゃるわけなのですけれども、もう一步どういうふうに踏み込んで取組をされていくのかということをお伺いして終わりたいと思います。

教育長

私ども、学校に対しては、教職員は児童生徒の教育のために仕事をしているのだ、悩んでいるとか、あるいは暴力を振るう立場、暴力を受ける立場、そういう両方の立場について等しく指導の手を差し延べてやるということが大事なことである。

どうしても問題発生後の対応ということになりますが、その場合には、管理職を含めて、父母への対応、子供への対応、加害者、被害者を含めての対応といったようなことに全力を挙げています。つまりアフターケアも含めて一つ一つ丁寧に考えてまいりたい、それを基本姿勢としております。

斉藤(陽)委員

雇用問題について

最後にもう一点、経済部といいますが、雇用問題で伺いたいと思います。

緊急地域雇用創出特別交付金、長い名前なのですが、この対象事業について、実は、代表質問で提案をさせていただいているのですが、シルバー人材センター、あるいはNPO等を活用した観光ガイドなどの地域奉仕事業、それから、高齢者の失業や再雇用、再就職等の実態調査の事業、こういったものはどうですかということで提案をさせていただいているのですが、観光ガイド事業の方については、現在、小樽おもてなしボランティアの会というところが、観光客の方に対してのガイドサービスを無償で行っているということです。

それから、これは有料ですけれども、過去にシルバー人材センターでも観光ガイドの事業を行っていた、今はないようなのですけれども、そういうこともあります。

いわゆる観光ホスピタリティの啓発といいますが、小樽市民の観光についての意識を高めるという効果もあると思うのですが、こういった事業を取り入れるということについてはいかがでしょうか。まず、観光課の方のお考え

はいかがでしょうか。

(経済)観光振興室観光事業課長

今の小樽おもてなしボランティアの会というのが今年できまして、現在38名の会員の方が本当に無償ということで、ボランティア精神ということにのっかって、職業を持っている方もいろいろありますので、各会員があいている時間に観光客の多い地域に出向いて、観光ガイドで活躍をしているということでございます。

観光振興室といたしましては、こういう事業は継続的に発展的に大事に組織を育てていかなければならないというふうに思っております。

それから、緊急地域の雇用の関係ですけれども、観光振興室としまして、現在、雇用の創出ということで、基本的に求職中の方が対象となりますけれども、観光関連団体、そういうところに就職したい方のために、観光ガイド養成講座というものを大体今年の2月ぐらいに予定しておりまして、まず、そういう観光案内ができる、観光案内人というのですか、それを養成して、観光のイメージアップにつなげて観光振興に結び付けたいというような考えであります。

斉藤(陽)委員

特別交付金の事業としては、ちょっと難しい部分もあるということだと思っておりますが、いわゆる緊急雇用創出特別交付金の事業というのは、事業内容としては、地域のニーズに沿った雇用創出、または雇用維持の効果的なものということで、事業主体は地方公共団体で、国と協議する。

事業としては民間企業、事業団あるいはシルバー人材センター等、公益的団体などへの委託の方式によることを原則とするということで、今、私が提案したような事業は、この緊急雇用創出の事業として適格性が高いのではないかというふうに思うのですけれども、労政の方としては、いかがでしょうか。

(経済)藤原主幹

緊急雇用対策の関係で、経済部で取りまとめさせていただいている経過はございます。

今お話がありましたように、この交付金につきましては、地域の実情に合った雇用創出を目指すものとなりますけれども、自治体として行う事業につきまして、それぞれの所管のところでのいろいろ検討をいただく経過で事業を出していただいております。各団体等をお願いするものにつきましては、以前まで行っておりましたものと、交通弱者のための段差解消とかを各企業団体の方をお願いするなど、いろいろな経過をとっておりますけれども、事業としては、できるだけ雇用効果のあるものを、それから、小樽市として緊急性のあるものということで提出させて、それぞれの部局から出てきたものを検討させていただいております。

斉藤(陽)委員

参考にして検討していきたいという本会議でご答弁をいただいているのですが、今後、ぜひ前向きに、この事業についても検討していただきたいと思っております。以上で終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。民主党・市民連合。

渡部委員

人口問題について

まず、代表質問で行いましたそれに沿って質問をいたしたいと思っております。

人口問題について。

今15万から14万台の壁が崩されようとしている本当に間近な時期であります。指摘いたしましたように、16万から15万台に突入の段階で敏感に受け止めて、いわゆる庁内に対策協議会を設置して、そこで何点かの対策を講じてきたわけでありますけれども、その時点よりも、むしろ15万から14万台というのはショックが隠せないということでの話をしたわけでありますけれども、16万から15万への、いわゆる平成6年度から施策を進めてきたわけですが、結果的に、また次の大台に落ち込もうとしている。

こういう施策も必要であったのではないかな、あるいは、こういう点ももう少し進めることによって何か手だてができたのではないかなという、いわゆる分析上についてお聞かせいただきたいというのが1点。

それから、何回もお話ししますように、もう時間の問題として今14万台に突入していく、こういう時期にありますから、平成6年度のそういった重点整理を行ってきた各種項目を踏襲するだけでよいのかな、むしろ新たな視点に立って施策を充実させて進めていく、そういう時期にあるのではないのかな、そう思うわけですが、この対策を含めてお聞かせいただきたいと思います。

企画部長

確かに、15万を切るという非常に厳しい現実を目前にしていまして、10万と20万の間値である15万という、確かに、大台の1万刻みもこれまたショックですけれども、また、一つの印象あるいは外から見た部分で、15万の前後というのは大分印象的には違うということで、非常に厳しい現実だと思っております。

以前にも申し上げましたけれども、16万を切った段階の平成6年、たしか、その前に庁内に人口問題研究会といった庁内的な組織を置きながら、そこで原因の部分と行政としてできる部分、ある意味、最終的に一つのまちづくりといいますか、人を引きつけるまちづくり、これは観念的な言い方になりますけれども、人が健康で快適で安全的でと、こういったまちづくりが究極的な人を引きつけるまちづくり、そういう面では、特に人口対策というふうな部分でなくても、大きな全体の中の施策を地道にやっていくというか、その中でもインセンティブをつけまして、人口問題にかかわる部分に取り組んできたわけですが、世の中の大きな流れ、例えば自然動態、これは、急激な少子高齢化とか、そういった部分で小樽の人口構成、年齢の構成ですが、これは過去からの結果としてある人口構成があるのですけれども、そういった部分はなかなか一気に解決できるような問題ではなくて、やはり中長期的な部分で見詰めていこうということをやろうかと思うのですけれども、問題は、先ほどもありましたとおり、札幌という大都市があって、その周りの市、最近増加率も減少してきて、北海道全体でも減少局面に入るという状況ですけれども、そういった札幌中心の周りの市の中で、何で小樽だけがと、そういった部分をとらえていきますと、先ほどもちょっと議論がありましたとおり、大規模な平坦地における住宅造成できる余地がなかったという部分も当然ありましようし、仮に大規模でなくてもあったにしても、ほかの都市に比べて地価の問題等々もありましたでしょうし、それから、先ほどありましたように、アンケートの話をしましたけれども、どうも冬期間の交通も含めてのもろもろの生活に不安を感じると。これは若い人でさえそうですから、市内におられる方、お年寄りといいますか、老後を控えている方々にとってみては切実な問題だろうし、そんな、ある部分、特に大きな原因であろうという部分も着目しながら取り組んできたのですけれども、どうも総花的であったのかなという感がするわけでございます。

今度15万から14万という部分で、新たな視点でという部分で申し上げますと、確かに、広い住みよいまちづくりという部分では総花的なのですけれども、その中でも、今までやってきた部分を少し整理した中で、ちょっとインセンティブをつけたような取組といいますか、そういう部分も必要でしょうし、これは行政だけでどうこうなる問題では当然ございませんので、民間との連携というか、こういう視点ももう少し強める中で、何らかの取組をしていかなければならないのかな、こんなような感じはしておるところでございます。

渡部委員

今、部長が答弁されたとおりだと思うのですが、やはり中長期的にどう見ていくのかというのが大事な問題です。

しかし、中長期的に見ていくときに、どの部分にどういうふう施策の展開を重点的に行っていくのか、これもまた大事であろうと思います。

今、小樽市の人口構成でいくと、こういうふう持って行って、そして、こういうふうちょうちんをずっと延ばして、下の方のちょうちんの部分が短いという、つまり50代から60代の前半ぐらいが膨らんできている。若者は非常に少なくなっている。若者は、そこでどう膨らませていくのかというのを重点的に考えていかなければならないのかなと。

そうでなければ、中長期に結びつくものがそこになくなってしまわないかなと。その点を十分に踏まえて、これからの施策の展開ということについて進めていただきたい、こんなふうと思います。

と同時に、小樽市だけでなし得るものではありません。例えば若者なら若者を重点的にというのであれば、できるだけ若者を小樽の企業に採用してもらい、育成してもらい、そして技術も身につけてもらい、将来的なものということの結びつきというやつをはっきりとそこにさせて若者を小樽に定住させていく、その仕組みをとっていただく、こういう面で、ただ人口対策そのものまちづくりにおける人口対策、まちづくりの観点に立って、もう少し中に入り込んだ形で取り組んでいただきたいというふうと思いますが、いかがでしょうか。

企画部長

確かに、人が、ある居住地を選択するという事は、人生の中でもそうそうないわけで、ふるさとに残りたいという学卒者の部分が、残りたくてもなかなか残れない。かつては、ある意味、本人と雇用側のミスマッチといえますか、労働条件がどうだこうだという時期も確かにありましたけれども、昨今は、そんな選んでいるような状況がなかなかないという、絶対数の間口自体も少ない中で、20歳から29歳といいますが、そのあたりの流出が一番多いわけで、その方々が「ターンだ」「ターンだ」と、かつてはありましたけれども、そういう気持ちになって戻ってきても働き口がなかなかない。これは人間、郷土、ふるさとが何ぼよくても、白砂青松だけでは暮らしていけないので、やはりきちっと生活を安定させるための働き場というか、そういうものがまず基本であろうと思いますので、雇用の面からしますと、これは小樽市だけでなく、北海道全体あるいは日本、あるいは最近では、かつては雇用吸収力の多かった製造業という部分もアジア近隣諸国にどんどんいっていますので、製造業でも大幅な雇用がなかなか求められない。その部分がサービス業等の部分に移ってきているのだと思いますけれども、人生の一つのきっかけの中で、外から呼ぶのもいいのですけれども、市内に住みたいという方の流出対策というか、その部分が非常に大事な対策の視点なのかなという感じはいたしております。

渡部委員

人口対策については、総合計画を含めて、あるいは政策的に議論されてきているということで今日に至っているわけですが、部長、余り悲観論で言うのではなく、雇用の関係にも力を入れてもらう部署も含めて、全体的に小樽としてのまちづくりというか、そのものに向けて再スタートをしていただきたいということをお願いしておきたいというふうと思います。

雇用問題について

雇用とのかかわりでお聞きいたします。

今、非常に厳しい状況にあるわけですが、先ほど齊藤(陽)委員の方からも緊急雇用の交付に関する点での質問もあり、ご指摘もあったわけです。

今まで小樽市は、雇用というものを重視しながら一定の対策を講じてきていましたけれども、従来の取組であった、そこにまた若者を含めて、あるいは活力を生み出していくという面ではなく、むしろハローワークにたむろするというような状況にしかならないと思います。

大事な問題でありますから、小樽市独自の雇用そのものについて政策的に考えていくべきでないのかなと。どちらかというと、国あるいは道の一つの政策的なもの、施策的なものに小樽市も関連的ということでは来ていました。

緊急雇用にかかわる交付税とのかかわりにおける各種施策についても積極的に採用していきながら、それなりの効果は上げている。しかし、何よりもプラスした雇用というのが大事であろう。ここで受け止めていただきたいのは、大胆な発想に立って市独自の雇用創出に取り組んでいただきたい、こういう面で代表質問でも申し上げたわけですが、再度、その面での対策についてお聞かせをいただきたい。

経済部長

確かに、小樽の雇用情勢というのは非常に厳しい、言ってみれば氷河期にあるのだというふうに私自身も認識しております。

こういう状況の中で、いわゆる雇用不安という言葉が出てきますと、どうしても公共事業をどうするだとか、あるいは、今お話があったような部分でも、自治体が直接雇用をしていくという部分で何とかならないかというふうには、考え方としてなってくるのはよくわかります。

ただ、それだけでは根本的な雇用不安の解消にはならないのかな。何と云っても、おっしゃるように民間企業が活力をしっかりとつけて、その中で雇用を創出していく、その姿勢がなければ根本的な解決にならないと私は思います。

そういうことを踏まえまして、私たちとしては、できる限りのことはやってきたつもりです。仕事説明会にしても、インターンシップにしても、出前講座にしてもやってきました。ただ、それが直接雇用に結びついてきたかという部分については、私自身も非常に疑わしい部分があったなというふうに認識はしております。

それで、これからの話になってくるのでしょうかけれども、今、私たちとしては、この10月だったのですが、従来、雇う側、雇われる側、どちらを重点にして、需要というか、それを押さえて来たかということ、仕事をしたい側がどういふようなことを希望しているのかという観点で、いろんなデータを集めてきたのが過去の事実だと思います。それだけでは私は不十分だと思うのです。人を使いたいと思う側、それがどういふような人材を求めているのか、あるいは、どういふ資格の者を求めているのかというあたりを把握しなければ、本当の意味でのマッチングはできないと思います。

そういうことがありまして、10月に200社を対象にいろいろと調査をさせていただきました。そういう中で、一方で、企業側が仕事をしたいという人に何を求めているかが、ある程度見えてまいりましたので、その部分を、ハローワークを含めて、どういふふうにしてマッチングさせていくのか、活用していくのかということについて、今いろいろと詰めている段階でございます。そういうことも新たにやっていきたいと思っております。

それと、代表質問のご答弁でも市長から申し上げておりますけれども、小樽市として直接的に何ができるかという部分につきましては、ちまたで言われておりますワークシェアリングという部分が、確かに、今後の雇用のあり方として重要な意味合いを持つものだというふうに思っております。

それで、この部分について全庁的に確認をされているわけではございませんけれども、経済部におきまして、時間外勤務、職員が夜間にやっている、あるいは土、日にゆったりという部分を、職員の時間外勤務をしないで、短期的にはもちろんなりますが、それを一時的な雇用をして雇用の場をつくっていききたい、つまりワークシェアリング的なものを今やろうとしています。それは来年の2月に予定されている雪あかりの路をまず第一に考えてやっていきたいという方向も一つ模索しているような状況でございます。

それと、今こういうふうな状況がどこまで続くかわかりません。ただ、もう既に氷河期だと思いますから、雇用相談窓口というか、それを特定の業種・業態に限定しないで、全市的に対象にした窓口を、国の方の制度との絡みもありますけれども、そういうものも経済部として立ち上げていきたいというふうに思っております。

ただ、それですべて対策になるのかという独自の対策なのかと言われるすと、不十分だと思いますけれども、基本的に自治体としてなし得る雇用対策といいますが、労働対策というものにつきましては、使う側、使われる側をどうマッチングさせるかということについての後押しをすることだと思うのです。

ですから、端的に言ってしまえば職業訓練とか、それから、使う側、使われる側を一同に集めた中での雇用というのですか、その辺のところをやっていくという方が、行政として、本来的にといいますが、基本的にやっていく方法だろうなというふうに思っているのですけれども、その辺についてさらに深めて、どんなメニューがつけられるか、それについては十分考えていきたいというふうに思っております。

渡部委員

経済部ばかりでなく、雇用にかかわる面は全庁的にしっかりと意識を持って進めていただきたいなと思います。これは雇用が伴うことによって、企業活動との活発なかかわりだとか、そういう面を失っていくということになってしまう。企業活動の活発化というのは大事な問題でありますので、そうでなければ、いろんな要素というやつは大きな影響を、影響というより波及性が出てくることですから、経済部は、これからのまちづくりの中においては、しっかりと見据えた中で活力を生み出していき、そして振興させていくという方向をとっていく必要があるだろう。

これらについては、今、人口問題で話をしましたけれども、中長期的に小樽の経済活動のあり方という面もしっかりと見ていく必要がそこにあるのではないかなと思う。

当面は、例えば国なら国の緊急の対策というものがおりてきたときに、できるだけそれにプラスして事業を行っていける仕組みだとか、そういった面も研究していただきたいということだけお願いしておきます。

年末における金融窓口の開設について

それから、12月に入りまして企業活動も非常に厳しい状況という、マイカルあるいは小樽商工信組、その大きな面の陰に隠れて、自主廃業あるいは希望退職の募集等々という、企業関係においても非常に厳しい情勢の中にある。

これも代表質問で行いましたけれども、まず年末年始をどう迎えていくのか、これが大きな山であろうというふうに思います。

新たな発想に立って、新たな融資そのものを考えてもらえないだろうかという質問をいたしました。窓口を開設してという、そしてまた、さらに窓口という市長答弁であったように思います。融資制度を含めては経済部が窓口でありますから、ただ単に窓口業務だけでの相談でよいのか。この年末を何とか乗り越えるための特別な融資を含めての手だてということは、今の情勢からして大事な問題であろうというふうに受け止めますので、その辺についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

(経済) 中小企業センター所長

市長からも本会議でご答弁を申し上げましたとおりでございますけれども、11月28日、29日の両日、国民生活金融公庫、北海道、小樽商工会議所と小樽市による合同の年末資金に関する金融相談窓口を開設したところでございます。残念ながら、相談件数は2件でございました。

今後とも厳しい経済情勢というか、環境下にありますので、新しいメニューのことも頭に入れながら、相談窓口が必要であれば、そういうものも頭に入れながら対策を講じていきたい、このように考えております。

渡部委員

相談件数が残念ながら、残念ながらという言い方はないですね。2件という、やはりきちっとまた別の面で受け止める必要があると思うのです。今までと同じような状態での融資ということになると、最終的にはねられてしまう。それであればほかの手だてだとか、そういう面ということだってあるかもしれないのです。

ですから、ずっと窓口なら窓口という面で開設をしていながら、今お話がありました新しいメニューなども必要であれば考えの中に置いて、何とか今持ちこたえているところ、あるいは乗り越えるというか、そういう面での

手だてを考えていただきたい、この点は要望しておきたいと思います。

小樽観光及び後志広域観光について

それから、引続き、昨日、助役と広域行政にかかわる面での話をいたしました。具体的な面では、やりとりではなく大枠における質疑でありました。

今、観光物産プラザが模様替えをして、既に36メートルの方の拡幅になっている。そっこの入口の方では後志を含めてのパンフがずっと並べられておって模様替えもしていつております。

難しく考えるものは、これから考えていただくとして、一番手っ取り早く広域的にできるものであれば観光面で、そういう手だてなんかも含めて進めていくということも大事なことであろうなと思います。

そして、小樽の宣伝とともに後志の宣伝もそこで行っていくという、このことは広域的な面あるいは交流的な面という面では、本当に入口の面で取り組むのには、よい面だなというふうに思っております。

ですから、できましたら、その面では後志の物産なんかも並べれるものなら並べて、それから小樽の宣伝のために、歴史的建造物を含めての面では、今のテレビでは小さすぎるのかな、もっと大きな面にして、後志も別のところで宣伝できるだとかというようなこともあわせて検討をいただければなというふうに思います。

それで、観光物産プラザについては、どのようなこれからの考え方を持ち合わせているのか。それから、観光という中において広域的に宣伝ができる仕組み立てという面での考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

これからの小樽観光あるいは小樽を含めた後志広域観光ということでのご質問であったかと思いますが、運河プラザの活用につきましては、今年の5月の小樽観光協会の総会におきまして、観光客のニーズが大きく変化をしている中で、運河プラザの中での物販のあり方というものも検討しなければならないということが議論をされまして、9月の末をもちまして、今まで1番庫と2番庫を活用して進められておりました物販が2番庫の方に集約をされて再開をするというふうになりました。

あきました一番庫の活用ということで、まず、小樽市と観光協会と協議をした中で決められましたのが、11月の下旬に仮のオープンということで再開しましたが、小樽、後志の観光情報図書館という仮称で仮オープンをしております。

委員がおっしゃるとおり、小樽だけではなくて後志のパンフレット、これは紙媒体による観光情報の提供ということになります。そういったものを数多く展示して、実際に観光客の方に手に取って見ていただいてご利用を図るということで、5基の観光パンフレットを置く棚を設置いたしまして、観光客の利用に供しているところであります。

紙媒体だけではなくてビジュアルな情報も提供していく、単に情報を提供するだけではなくて受信も行いたい、要するに受発信も進めていきたい、そういう小樽、後志地区の情報の発信基地としての新たな位置づけをしていきたいというふうに考えてございます。

さらに、委員がおっしゃいますとおり、これは情報だけではなくて、できる限り地場の産品も紹介をしていくスペースを確保していきたい。そういう意味では、今の固定物販だけではなくてイベント的な物販、例えば、いろんな物産フェアといったものも企画をする中で、その都度、後志全域の広い良質な産品も紹介をしていく。

そういったことで、今、運河プラザは1番庫、2番庫、3番庫と三つの棟を持っておりますが、この三つの棟を有機的な活用を図る中で、そういう新たな観光振興の事業展開を進めてまいりたいと考えております。

渡部委員

後志の宣伝をしていく、そして有機的にイベントとつなげてということであれば、今度は道なら道の補助、そういったものの中で大きく展開できるのかなと思います。市単費でやるということについては、これからだんだん難しくなる。そういう面では大きくほかに包み込んで大きな事業展開ができるような仕組みというか、と同時に、後

志園との交流というものを一つの入口として進めていってほしいということを要望しておきます。

小樽観光に対する教育委員会の取組について

それから、教育長にちょっとお尋ねいたします。

今、観光の話が出ました。

今、小樽に観光で訪れる人というのはバスで運河周辺を、しかし運河周辺に来て、ちょっと見てそのまま、またバスに乗ってということで通過的な要素があります。

今は来てくれておりますからよいのですけれども、一通り回っていったときに、小樽の観光というのはどうなるのかなど。経済部にも考えていただきますけれども、歴史性、文化性という素質は小樽には十分にあると思います。

そういった面で、ある場所においては、教育委員会がボランティア的な人を半年なら半年養成をして、一つのチームをつくって、観光客の人方に対する案内とか何とかというのは、例えば経済部なら経済部の観光課から要請があると、それにおこたえをする。つまり、文化、歴史という基本線を教育委員会でしっかりと養成をしていく。ですから、行ってお話を聞きますと、なるほどという面で、ただ単に上辺だけのものではなく、まちの歴史性、そして文化をしっかりと語ってもらえる、そういうことがあります。

文化にかかわる面と観光については、以前からお話をしてきたわけでありましてけれども、今後、小樽の観光、それから小樽の歴史と文化、そういうものを見ていったときには、教育委員会もしっかりと受け止めて考えていく、こればかりではありませんけれども、そういう面では取組を含めてご検討いただけないものかなというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。

教育長

突然のご指名でちょっと考えがまとまりませんが、文化財の研究会があったときに、交通記念館を道内の関係者が見学して、その後の懇談会の席で、交通記念館だけを学ぶのではなくて、手宮から幌内までの手宮鉄道、それについても学ぶ、石炭についての歴史を学ぶということがあれば、もっと興味が広がるのではないかと、そういうお話がございました。

それと、ただいまのお話とは非常に関連するのではないかとと思いますが、市内には、たくさんの歴史的な建造物がありますし、多くの文化的な記念的な建物がたくさんございます。

今、私、教育という立場で考えておりましたのは、例えば、博物館では年間の研修講座の中で、天狗山の植物とか、あるいは、なえぼ苗圃、長橋の苗圃であるとか、いろんなところに学芸員が行って小学生や中学生に、その場所について、いろんな採集の仕方や植物についての特性について講義をしております。

小樽市内で、そういう経験といいますか知識を持った方がたくさんいれば、道教委の特別講師という枠を使って、今度、各学校で総合的な学習時間というものができます。そこは免許がなくても教えられるということになりますから、そういう道教委の特別免許状や地域の雇用で3年間の補助の制度を使いまして、そういうことの訓練は市段階の方をお願いするとか、いろいろできると思うのです。

そして、その部分がもう少し熟成すれば、今、委員ご提案の市内の観光についても派遣をいただくような、そういう構想と結びつくのではないかと、経済部やいろいろな方々の知恵を借りまして、もう少し考えさせていただきたいなと思います。

渡部委員

歴史あるまちですし、同時に、訪れた方々から文化の面でもいろいろ聞かれる面もありますし、また、自慢を持ってという場面も何回もございますので、ただ単に教育委員会そのものの枠ではなく、全市的な動きに対する面もご検討をいただきというふうに要望しておきたいと思います。

石狩湾新港と小樽市のかかわりの中でのメリット・デメリットについて

お待たせしました。港湾部でございます。

昨日、助役と政策的に質疑をさせていただきました。ガントリークレーンの設置・稼働から始まりまして、石狩湾新港と小樽港という面での話の流れで入りました。原課として港湾部は石狩湾新港と小樽港、その変遷と同時に、メリット・デメリットという面では現状をどのように押さえているのでしょうか、お聞かせください。

(港湾) 港湾振興室白岩主幹

石狩湾新港と小樽市のかかわりの中でのメリット・デメリットのご質問でございますが、メリットにつきましては、石狩湾新港の背後地、こちらの方に50を超える企業が立地している。そのような状況の中で、そのうち半数近くがもう操業を開始している、このような状況の中で、雇用の部分ではかなりメリットを生じているのかなと思います。

また、企業立地に伴いまして固定資産税や法人市民税、これらの税収も上がってきておりますので、その部分もかなりメリットが出てきているのかなと思います。

また、昨日助役の方からもご答弁を申し上げましたように、地元の企業が新港地域の方に進出してございまして、そのほかに小樽の企業が出資しております企業も石狩湾新港に設置されておりますので、その企業の荷役とか船舶代理店、そのような業務活動を新港で行っておりますので、そこら辺の部分もメリットがあるのかなと、そのように考えております。

デメリットにつきましては、石狩湾新港管理組合、組織が充実していることだとか、整備が進んできていること、そのほかに、それに伴います起債償還、これらのものが増えてきてございまして、小樽につきましては、6分の1の母体負担というような形の負担がかかってくるわけでございますが、平成2年度以降は3億5,000万を超えまして、13年度におきましては4億5,000万近い金額になってきている、このように年々財政負担が多くなってきている、このような部分がデメリットかなと、そのように考えてございます。

渡部委員

総体的な面についてはわかります。

それでは、小樽港の貨物、それから石狩湾新港の貨物、この動向をどのようにとらえているのか。

とりわけ今、メリットの面では、小樽市域ではないにしても、冷蔵庫の大手が張りついた。そのことによって小樽港の冷蔵庫というのはどういう現象になってきているのか、貨物を見ていったときにどういう現象になっているのか、その点をお聞かせください。

(港湾) 港湾振興室白岩主幹

両港の貨物の取扱状況でございますが、10月までの数字で言いますと小樽港につきましては1,948万トン、これにつきましては前年度の3%減になってございます。

内訳につきましては一般貨物が1.1%の減、フェリーが3.1%の減、このような状況になってございます。

一般貨物につきましては輸出の部分で、今年も北朝鮮への支援米があったことや、あと、日口定期フェリー、これらの部分の貨物が好調だったということで対前年1万2,000トンほど増えておりますし、輸入につきましてもセメントの増加ということで増えてございます。

ただ一方、輸入につきましてはトウモロコシの輸入が増えてございますが、大麦の減、その他原木の減、このような部分で減ってございますし、輸出につきましても石狩湾新港への砂、砂利への減と、そのような状況の中で減ってございます。

フェリーにつきましては、昨年、有珠山の噴火というような形の特殊要因がございまして、増えた要素があるうかと思いましたが、今年につきましては、全体的な部分として荷動きが鈍り、このような中で、新潟便、敦賀便、舞鶴便の三航路とも減になってございます。

一方、石狩湾新港につきましては、13年10月までで277万トン、このような数字を記録してございまして、対前年で41万トンほど増えてございまして、これにつきましては、10月まででは過去最高というような形の数字でござい

ます。

取扱貨物の部分につきましては、従来から、石狩湾新港についてはそうなのでございますが、石油製品、砂・砂利、そしてセメント、液化石油ガス、これらのものが上位でありまして、この4品目で全体の85%を占めている、このような状況でございます。

先ほどご質問のございました冷蔵庫の部分につきましては、小樽港では現在7社9工場で、保管できる量につきましては3万5,000トンほど、そして、新港につきましては7社7工場ありまして、保管できる貨物につきましては10万トン以上というような形で、新港におきましては、それぞれの工場がかなり大きい規模を擁しております。

このような影響の中で、取扱量自体は小樽も特に減ってはいないのですが、例えばニシンが小樽から新港に移ったとか、そのような部分で冷凍食品についての影響は出てきているのかなと、そのように考えております。

渡部委員

時間が来てしまいました。途中で質疑を切るということでまことに申しわけございません。ちょっと質疑に対してご不満であろうと思いますので、明日、もしくは経済常任委員会の方へ回して遠慮なくやりたいと思いますので、これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

学校週5日制における社会教育施設の無料、減免について

一般質問を確かめる立場でお聞きします。

よろしいですか、教育委員会の方にお伺いしたいのですが、私は市長はお答え要りません。

学校週5日制に向けてですけれども、社会教育施設の第2、第4は、今、無料または減免なのですけれども、これを1、3、5の土曜日に拡大してはどうかという質問で、現在検討中ということでしたけれども、減免するつもりはあるのかなのか、はっきりとお答えいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

社会教育部長

学校5日制という関連でございまして、子供に関するいろんな取組があるわけではございますけれども、5日制の前に、今、私どもの大きな課題としまして、地域で子供をどうはぐくむのか、こういった大きな課題があります。

その中で、来年4月から学校が完全週5日制という形でございまして、そういった中で、社会教育、学校教育、市教委も含めて、今検討しているところでございます。

そのほかに子供に関しますいろいろな施策なり施設も含めまして、市長部局でもいろいろな施設、あるいはいろいろな施策の取組が現に進められておりますので、今のご質問のお答えになりますけれども、社会教育施設だけをとって、それを減免にするのかどうかということについては、今、全庁的に関係部局との兼ね合い等もございまして、本会議で教育長答弁にありましたように、今検討を進めているということでございます。

そのことだけを検討しているわけではございませんので、冒頭言いました、そういった地域が小樽の子供たち、これからの時代、少子高齢化の中で、どのように地域が、家庭と学校とそれから地域社会、こういった三位一体の中で、どう取り組むのか、こういったいろんな取組、検証の中で、今、新谷委員の1、3、5の、そういった減免の問題についても全庁的に検討を加えている、こんな形で今その件を進めているということでございます。

新谷委員

もちろん、地域との兼ね合いだとか、そういうことは理解できますけれども、私が今、その部分だけを聞いたのです。社会教育施設についての1、3、5はどうするのかということだけを聞いたのです。

12月11日の読売新聞によりますと、文部科学省は、国立美術館と博物館は無料にするという方向を示しました。しかも、特別展のプラド美術館展というのがあるそうですけれども、これも無料にするということを明らかにしています。ですから、国もこういう無料の方針を打ち出しているのですから、市でも積極的に受け止めて、減免にすべきだと思うのですけれども、再度いかがですか。今、社会教育施設だけについて聞いているのですけれども。

社会教育部長

今、国でもやっているから市でもということでございますけれども、子どもは今、地方分権という中で、小樽の部分の制度の取組も現在しておりますので、「だけに」ということで繰り返しになりますけれども、施設でも、市長部局でも、私が今、頭にありますのは、自然の村ですとか、あるいは、いなきたのコミセンだとかというところでもいろいろ取り組んで、いろいろな行事をやっていますので、そういった中で、今、関係部とその辺の打合せを進めておりますので、そういった小樽市全体の中で、その辺の減免のあり方というものも進めていきたいと思っておりますし、社会教育施設全体の中でも、青少年科学技術館ですとか図書館というのは既に無料でやってございますし、現に、その他の施設についても2・4については午前中減免という形で今その対応をしておりますので、そういった今、大きな方向性といえますか、そういった課題を抱えている中で、その辺の検討を進めている、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

新谷委員

ちょっとしつこいようですけれども、いなきたのコミセンだとか、それから自然の村というのは、ちょっと管轄が違います。

ですから、今、減免になっている施設をするのかどうかということなのです。

教育長

社会教育施設の月全部無料開放をするかどうかということですが、現在検討中ということは事実でございますが、これは教育委員会の中で諮って決めるべき事項でございますので、もう少し時間をいただけないでしょうか。

新谷委員

近々その答えがいただけるように期待をしております。

それから、次は総務部にお伺いします。

職員のサービス残業について

一般質問で私が「こんだん」のアンケートを取り上げまして、ここでサービス残業がありますかということで、これは500人からアンケートをもらったそうですけれども、あると答えている人が28%です。これに対して、私が労働基準法違反をしてきたのじゃないかというふうにお聞きしましたら、そんなことはない。このアンケートをもって労働基準法違反だと考えていないというふうに答えたのには非常に驚きました。

このアンケートに信憑性がないというのか、それとも職員500人の言うことは信用できないというのか、本当に勘ぐってしまうのですけれども、この点では、いかがですか。

(総務)職員課長

アンケートの結果を見てございますけれども、子どもアンケートの結果を受けまして、担当課長を集めまして、どういった実態の中で時間外が実施されているのか、そういったことも各所属長の方から聞いた経過もございます。

さらにまた、アンケートの中でも、自分が仕事をやっていく中で、どうしても整理をする必要がある、そういった意見もございまして、確かに、庶務担当課長会議を通じた中で、時間外の考え方は別としまして、職員が勤務時間前、朝あるいはまた勤務時間後に、場所によりましては当然所属長が職員と同様に時間外をしながら見ていられるところもございまして、そうでなくて職員が残って、さまざまな実態の中で、職員のそういった意味での勤務時間を的確に把握することはなかなか難しいといったようなことも出てございまして、そういった中で時間外を行わせて

ございますので、私どもとしては、所属長が必要に応じて時間外をかけているという考えでございますし、その辺の趣旨につきましては、改めて徹底を図った、そういったことでございまして、私どもとしては、そういった意味での時間外というのは、そのように処理をされているというふうに思っていますので、それが委員の方で言う云々というふうには私どもの方では考えていない、そういうふうに考えております。

新谷委員

厚生労働省から通達が来ています。それで、中央労働基準審議会が出している定義がされているという中身はどういうことですか。ちょっとそのことについて。

(総務)職員課長

申しわけございませんけれども、もう一度。通達の中身ということで。

新谷委員

12年11月30日に中央労働基準審議会においても労働基準法の規定に違反しないようにするため、使用者が始業・終業時間を把握し、労働時間を管理することを同法が当然の責務としているというような定義がされていると。今言いましたけれども、そういうことですね。

ですから、労働時間の正確な把握のため、使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることによって、労働時間の適切な管理の促進を図るといことが出されています。

それで、最近、このことについて周知徹底をしたということですが、具体的には時間の把握の仕方、この通達の中にはタイムカードだとかICカードだとかということで、具体的に言われています。それは、そういう機械を設置してやるのですか。

(総務)職員課長

私どもが今現在行っております職員の出勤管理につきましては、ご承知のとおり、タイムカードで行っているのは時間外の確認のために使っております。

それ以外のものにつきましては、私ども出勤管理票の中では、当然休むときとか、それ以外で時間外をするときは時間外命令簿というもので処理をしておりますので、それ意外のものにつきましては、基本的には勤務時間の中で職務が遂行されているというふうに考えてございまして、IC、あるいはまた、それ以外のもので、確かに確認をするということも一つの方法ですが、私どもは、たまたまそういった中で現在行っておりまして、そういった形で職員の勤務の時間を確認をするのか、これからまた研究していかなければならないとは思いますが、先日集めまして所属長を通じた中では、そういったものを可能な限り把握をしてほしい、そういった中で、所属長に話をしたことが今までの経過でございます。

新谷委員

それでは始業・終業時間というのが正確に把握できないのじゃないですか。

(総務)職員課長

その辺につきましては、先ほど申しましたとおり、所属によりましては所属長が、特に朝は別としましても、夜の部分では時間外をする者と一緒に残っていることもございますし、あるいは何人ががまとまって仕事をしているという、そういったいろいろなさまざまな実態がございますので、正確に個人の職員が何時から何時まで庁舎の中にいたとかというのは、今のところ、確かに正確には把握できない部分もございます。

新谷委員

さまざまなサービス残業の実態があるからこそ、こういう厚生労働省の通達が来ているわけですから、しっかりと把握するためには、そういう機械の設置などをしていかなければ正確なところはつかめないと思うのです。それをしないということではないですね。

総務部次長

我々、勤務時間は、ご承知と申しますけれども、8時50分から5時20分と平日は決まっているわけです。

ですから、それ以外に早出だとか遅く残るといことになれば、適正に上司が業務命令をかけて、勤務時間以外の時間についての業務を命じて、それを後で確認するという方法で時間をきちっと把握しているというのが実情でございますし、それから、あと、庁舎管理上の点から申し上げますと、ご承知と申しますけれども、5時20分以降、正確には7時ぐらいとなりますけれども、地下の当直に、これは退庁時刻、あるいはまた一たん外へ出て、また帰って来る者についても、職員、それから職員以外の方についても時間を記入していただくというような形で、少なくとも職員については、そういう形で退庁時間の管理はできているわけです。

ですから、その間、時間外命令カードによって出していない職員がいる可能性はありますけれども、それについては、業務命令をかけて残っているのであれば別ですけれども、業務命令をかけないで残っている者については、それぞれさまざま理由があるということで、決してその部分がサービス残業を強要するとか、あるいは基準法に違反するのではないかという観点では我々は考えていないということでございます。

新谷委員

ですけれども、実際に何らかの理由で仕事が遅れた場合には、自己責任として残っているという人もいるのですから、そこをちゃんと見てほしいというふうに思うのです。

この通達を実行するに当たって、そういうことをしなければきちんとして把握できないと私は本当に思うのです。それであるのであれば、きちんとした形で進めてほしいというふうに思うのです。

ワークシェアリングについて

次ですが、これはなぜこういうことを聞くかということ、私たちがいつも要求しています雇用拡大の面にもつながるといこと言っているわけです。残業の分を今回、経済部がワークシェアリングについて打ち出したということは、これは本当に評価したいなというふうに思うのですけれども、私の質問に対して新たな雇用拡大、時間外勤務を一部臨時雇用に振りかえることで新たな雇用が創出されるよう進めていきたいというふうに答弁をされました。

この新たな雇用拡大というのは、どういう分野で可能か、ちょっと教えていただけますか。

(総務)職員課長

今、委員の方からお話がありましたように、兵庫を中心としまして、北海道の方でも、そういった手法も研究しているというふうに聞いてございますので、私どもも、そういった中で、基本的には時間外を臨時職員等にかえていくものというのは、すべてがそういったものにかえていけるというふうには思っておりません。

技能であるとか技術であるとか、そういったものが必要なものもありますし、今のところは、そういった時間外を臨時職員等に振り向けていくためには、どのようなものがあるのか、あるいはどんなことが可能なのか、そういったものを洗い出して、できるのかできないのか、そういったものはきちんとして見極めていきたい、そんなふうには考えてございます。

新谷委員

資料を出していただきました。臨時の内訳の資料で、大体そんなに差はないのですけれども、12年からずっと事務補助が減っています。これはどういうことで減らしているのですか。

(総務)職員課長

実は、臨時職員の雇用に当たりましては、月によりましては違いますし、例えば、市民税が確定申告等々で受付をする時期だとか、その他ふれあいパスの交付時期だとか、そういった月によりましては非常に変わってございます。

臨時職員というのは、あくまでもそういった繁忙の時期、もしくは職員が病欠あるいは育児休業、そういったもので長期にわたって休む、そういったものに対して臨時職員というのを充てておりますので、そういったもろもろの事情がある中で雇用しているものですから、そういった意味で、増えることもございますし減ることもある、そ

ういったような事情でございます。

新谷委員

たびたび、残業を新たな雇用拡大にということで質問をしているときに、残業は突発的なものだ。そして、しかも専門的な知識が要るから、なかなか新たな雇用に向けられないのだということを言われましたけれども、事務補助というのは、今おっしゃったように、そんなに専門的な知識がなくてもできるものなのですね。

(総務)職員課長

場合にもよりますし、この中には事務補助ということでいきますと、それを入れるに当たりまして、当然、職場の中で任せられるもの、そうでないもの、そういったものを色分けする中で、可能な範囲で、その職員がいなくなった分を穴埋めしていく、そういった状況の中で雇用しているのが実態でございます。

新谷委員

たびたび、補助の方、臨時の方、うちの隣にも来ていらっしゃるかもしれませんが、すごく期間が短いのですけれども、どのぐらいの期間なのですか。

(総務)職員課長

臨時職員の雇用に当たりましては、私どもは必要な期間だけということで、極端なことを言いますと、3日とか4日とかということもございまして、担当させる職種によりまして、あるいは業務によりまして長短はございますけれども、臨時職員の場合は、最長でいきましても1年間という法的な制約もございまして、長くても1年間、そういった中で必要な部分だけ雇用しているというのが実態でございます。

新谷委員

先ほどご答弁がありましたワークシェアリングの部分、ぜひ進めていただきたいなというふうに思うのです。

雇用対策について

ところで、小樽市の有効求人倍率は0.4ということで今しばらく厳しさが続くというふうなお答えでした。

先ほどの渡部委員とダブるところもありますけれども、ちょっとお聞きします。

今度の新しい緊急雇用交付金、これで何人ぐらいの雇用ができそうですか。

(経済)藤原主幹

14年度につきまして、一応予定ということで各担当部から上がってきたものにつきまして精査いたしまして、現在、道の方に予定として出しました部分では、大体160名弱の新規雇用が見込まれるという事業の形態になっております。

新谷委員

非常に少ない数ですね。これは部長にお伺いいたします。10月末の求職数は4,642人でした。それで、これではとても失業者を救う状況ではないと思うのです。

先ほど、民間に新しい人材を求めるとか、民間活力を高めるということでは、もちろん、それはわかるのです。今のこうした非常に厳しい失業実態に対して、少しずつではあるのですけれども、自治体独自の緊急雇用対策というのを立ち上げているのです。

函館の上磯町では、町内会が自治体に所属している世帯に就業実態調査をして完全失業率を出しているのです。それに対して、ここは7.8%ということで多いのですけれども、国の緊急雇用対策だけでなく、町独自、町単費で失業対策の事業を立ち上げているのです。こういうことも、市として必要じゃないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

経済部長

確かに今、平成14年度の見込みの中で160名ということでお話をしたのですけれども、これは全庁的に一定の基準のもとに、条件に合うものを出していただいているのです。

例えば、人件費の割合が80%以上とかということで、これまで以上にその比率が高く設定されてきているという中で、それにかなう事業がなかなか見つけにくいというのがありまして、こういう数字になっているということだというふうに思っています。

それと、国のこういう制度以外に、各自治体独自で、これに類似して、例えば、人件費割合をずっと下げた中でやっていこうというふうになりますと、当然にして自治体の一般財源というものを、それに注ぎ込むような形でやらざるを得ないわけなのですけれども、果たして、それが今の状況の中でどこまでできるかということになるわけですし、私としては、そこまで踏み込むのは現段階では難しいなというふうに思っております。

新谷委員

どうも何か、今の厳しい雇用状況に真剣に、やっていないとは言いませんけれども、もっと考えていただきたいというふうに思うのです。

雇用対策の窓口について

次に、先ほど窓口の問題がありました。雇用対策の窓口というのは、私が聞いた総合相談窓口というのとちょっと違うと思うのですけれども、一般質問のときには、雇用相談も相談窓口で就業指導員の方がいらっしゃるの、そっちの方でということだったので、そういうことなのですか。

(経済) 藤原主幹

委員がおっしゃったように、福祉の部分では、就業相談の相談員がいるということではお答えしたかと思うのですけれども、その部分で労働相談を受け持っているということでご答弁申し上げたように、こちらは解釈しておりません。

それで、労働相談につきましては、現在も労政の担当の方で逐次受けている経過もありますし、マイカル関連につきましては、中小企業センターの方に窓口を設けておりまして、そこでは、一応マイカル関連というふうには出しておりますけれども、マイカルだけというわけではありませんので、そういう中で現在ご相談を受けている状態です。

新谷委員

それであれば本当にいいなと思うのですけれども、ぜひ、そういう窓口が、そういうところにもあるのだということに知らせてほしいなというふうに思うのです。

経済部長

今の雇用関係の相談窓口の件なのですけれども、市長の方から代表質問の中でご答弁をしております、その後、市長の方から指示があって、私たちとしては、そういう窓口を立ち上げるということの準備を進めてきている段階なのですが、ただ、窓口を設けて、雇用相談に訪れた方に、今の状況の中で何をこたえていけるかというあたりが問題になってくると思うのです。

それで、相談に対応するメニューと言いましょうか、それをある程度手元に持たなければいけないだろうというのがありまして、国の方の今回の補正予算の中でも、先ほど来、議論が出ているような新たな制度の立ち上げもありますし、道の方の雇用の部分についての市町村独自の事業をやったときに、道として一定の補助をすとか、そういうことも動きの中であるようでございますから、その辺のところのメニューが出そろって、そしていろんな相談に対応して、それを提示できる、あるいは、その中で純粋に生活資金が必要であれば、うちの窓口に来られた方について福祉の方へそれを紹介していくとか、あるいは外部機関に紹介していくとか、そういうところまで含めてきっちりやりたいということもありまして、多少時間はかかるとは思いますけれども、そういう方法でいくということについては指示を受けてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

古沢委員

市長にご出席をいただいておりますので、職員給与に関する件で2点ほど質問をさせていただきます。

その前に、新谷委員の質問の関連で総務部次長と職員課長の答弁を聞いておまして、厚生労働省の通達のねらい目といたしますか、使用者側に何を課しているかという点でいえば極めて不誠実な答弁だと思います。

仮に労働者が自由に出入りしていても、表現は悪いですよ。労働者が仮に業務命令等に沿わない形で居残りをして、出入りして仕事をしていても、そういう勤務実態の管理の責任、確認の責任は使用者にあるのだということが大きなポイントなのです、今回出されている通達は。

ですから、新谷委員は質問をしていたわけで、ちょっと答弁が不誠実だと思います。これは意見として言っておきます。

職員給与について

まず、職員の給与に関する点で1点は、議案第25号に関してです。

公営企業に従事する企業職員の給与等の一部改正条例案が出されている。これは言うまでもなく、改正理由でも述べているように雇用保険法の一部改正、これに基づいて提案されたものですが、それでは、この雇用保険法はどういうふうに改正、もしくは改悪されたか、時間がありませんから、おおよそのことは私の方から言います。

つまり、私どもは、これは改悪だというふうに受け止めているのですが、加入期間と離職時の年齢などによって、これまで失業給付の日数を決めていたわけですが、これが新たに離職理由で給付に格差を設ける、こうした制度を導入することにいたしました。

例えば、定年退職者や自己都合で離職した失業者については一般の離職者という扱いにして、離職の準備はできているという、これはきっとそういう理屈があるのでしょうか。これまで最長300日だった給付日数を何と4割削減、180日に改悪する、これが雇用保険法の、私どもが改悪と受け止めている一つの大きな理由です。

これは、先ほど来、いろいろ議論になっていた失業の問題、雇用の創出の問題、それとのかかわりできちんと見ておく必要があると思うのです。

残念ながら、自公保の与党の皆さんと民主党野党の一部の皆さんも賛成して、これが成立、今年の4月1日施行になっているわけです。

そこで、お伺いしたいのですが、この雇用保険法の改正、括弧つきであります、この中では、従来あった一般基礎給付においての年齢区分その他が改正によってなくなっているというような関連で、実は、この25号の議案、改正条例案は、最初いただいたときには、これは改悪だと僕は思ったのです。

ところが、いろいろ聞かせていただいたり、勉強してみますと、一概に改悪一本とは言えないなというふうに思っているのですが、ご説明をいただけますか。

(総務)職員課長

今回の雇用保険の改正に伴いまして、この改正内容は、今、委員がおっしゃったとおり、今まで年齢区分になっていたものを、一般的には区分がなくなるという、そのほかに新たにリストラ等組織の縮小等に基づく部分で、45歳から60歳未満の方についていいますと、給付日数が今までは1年間だったものが1年と30日になっている、あるいはまた、障害者等々の中で、さらに1年と60日に延長されているという給付期間の延長がまず1点ございます。

そのほかに、今申しました、改正前の日数と、それから改正後の日数で計算をしましたところ、私ども18歳高校卒で入って、その新旧に基づきまして実際に支給される金額を計算しましたところ、27歳までにつきましては、新しい給付日数による給付の方が旧の雇用保険法に基づくものよりも、金額はそれぞれございますけれども、有利になってございます。それ以降、28歳以降につきましては、計算をしますと、そういった形で新の方が金額的には安くなっているといいますが、そういった中で推移をしておまして、得な部分といいますが、新旧で比べてみますと、有利な部分と不利な部分とそれぞれ混在されておりますけれども、法は先ほど申しましたような趣旨の中で取り扱われている、そんなふうにご考えてございます。

古沢委員

確認をいただければ結構ですが、この25号は一般職員の6号と関連してしまいますけれども、6号の方は予特に付託されておりませんので、25号で言いますと、6号でもそうですが、この条例が適用されるケースというのは、若手の職員で勤務年月が短くて退職をした場合というふうに一般的なケースは考えられると思うのです。

それで、今ご説明いただいたことでいいますと、仮に、この条例を適用されるというケースが生じた場合、多くの職員については有利になるというふうに理解してよろしいですね。

(総務)職員課長

今の形で当然若い方についていいますと、この改正に伴いまして有利な部分があるということですので、委員、お考えのとおりだというふうに考えます。

古沢委員

それでは、もう一点の職員給与と条例の改正条例案についてお尋ねをしたいと思います。市長からも後ほどご見解をいただきたいとは思っております。

改正理由は国家公務員に準じてというふうにしております。そこで、今年の国家公務員の給与改定のもとになった人事院勧告ですが、その中で今回の条例改正に直接的にかかわる点、1、2点くくって言えばどういうことになりますか。

(総務)職員課長

今回の給与と条例の中で改正する部分につきましては、人事院勧告で言われております期末・勤勉手当の0.05カ月の削減と特例一時金の支給という2点でございます。

古沢委員

改正案の24条の第2項、今、職員課長がおっしゃられた手当の削減ですが、100分の160から155、0.05月分ですが、これを削り込むことによって職員が受ける削減額の見込み数をちょっとお知らせください。

(総務)職員課長

0.05カ月の削減に伴いまして、当然、期末・勤勉手当が削減されるわけですが、それに伴いまして当然共済費もあわせて減額になりまして、今後、期末・勤勉手当の額と共済費を合わせますと約4,500万、これは全会計でございますけれども、4,500万というふうになってございます。

古沢委員

一方では、先ほど答弁をいただいた特例一時金が支給されることとなります。これで支給が見込まれる額はいかにほどになりますか。

(総務)職員課長

特例一時金の場合で申しますと、1人当たり3,756円ということになってございまして、先ほど申しました全会計で申しますと836万ほどになってございます。

古沢委員

そうすると、差し引きの実損額でいえば3,660万ですね。

それで、市長にお伺いしたいと思うのですが、今、答弁をいただいたのとも関連いたしますけれども、今年的人事院勧告です。その内容を要約すれば3点ほどになると私は思うのです。

一つは、給与上の改定が2年連続で見送られたこと。

二つに、一時金の削減が3年連続になったこと。

それから三つ目は、このことによって人勸史上最悪で3年連続の年収マイナス勧告になるということ。これが大きく要約することができると思うのです。

それで、この勧告が職員や労働者の生活実態を全く無視したものであること。3年にわたって連続して年収マイ

ナス勧告をする。

特に、一時金については、この3年間で合わせますと0.55月分の削減を行いました。私も役人生活をしておりましてから、今の手当額から0.55月分マイナスしたのをずっとさかのぼっていきますと、およそ30年前の水準である。

こうした、今年の人事院勧告に対する市長としての見解をお伺いしたいと思います。

市長

古沢議員も公務員でしたからおわかりのとおり、人事院勧告というのは、国家公務員の給与と民間の給与との格差の是正といえますか、民間が高ければ公務員の引上げを勧告する、低ければ公務員を削減するという、そういうバランスをとるといえますか、そんなことで年1回人事院が勧告するわけでありませうけれども、民間の方は、こういった長引く景気の低迷といえますか、こんなことで民間側の賃上げがされていないと。そういう厳しい実態の中で、ここ3年ですか、給与の改定も削減もありましたし、それから期末手当の削減、こういうことで勧告がなされたわけです。

市としては、従来からずっと国の人勧について尊重してきているという立場もございますし、こういった実態でございますので、この状況についてはやむを得ないというふうに思っております。

古沢委員

長々と議論をするつもりはないのですけれども、民間のといえますか、町場の景気がいいときには、人事院勧告は渋りに渋って、しかも、その実施についてはネグるにネグって公務員の給与を後へ後へという役割を果たしてきました。皆さん全部ご承知のことです。

それで、景気が一たび悪くなると、それじゃ民間等を調査して削り込む。しかし、もう一つの性格は、結局、公務員給与が地場の賃金、民間の賃金を低く抑え込む役割、先導役を務めさせられているという特徴も最近の特徴なのです。それはいいです。

特に、今年の勧告の中で、もう1点だけ、これは大変だなと僕は思っているのですが、報告の4の3の中で、公務員給与水準のあり方の検討という項目があります。人事院勧告の4の3です。

この中で、ご紹介しますと、こういうふうに言っています。各地域に勤務する公務員の給与を見ると、その水準が、その地域の民間給料に比べて高い場合があるのでないかとの指摘がされ、こうして云々されて、その後、こういうふうになります。各地域の民間給与を、より反映した給与水準とすることも配慮していく必要がある、こういうふうに報告の4の3では述べている。

つまり、今、全国一本の公務員賃金を地域間において格差を導入しようとする、そういう動きだと思うのです。これもまた、市長は、やむを得ないことだと思われませんか。

市長

基本的には、公務員の給与というのは一本がいいだろうというふうに思います。

しかし、小樽の実態でいけば、民間との格差といえますと、国が国家公務員との比較でやるよりも相当格差が広がっています。

そういう意味で、確かに、私どもに市民の皆さんから非常に批判が来ます。公務員の給与は高いのじゃないか、市役所の給料は高いということが来ますから、市民感覚で言えば、市役所の給与は高いなというふうに思っている方が相当いると思いますので、ある面では、地域との比較というものも大事な部分もあるのかなという、これは小樽の実態を考えれば、そういうふうに考えざるを得ない部分もあるうかと思えます。

古沢委員

これも大いに別な機会に議論をさせていただきたいと思えます。

公務員の給与が特別に生活実態から見て、生活実感から見て高いわけではないのです。公務員の責任でない不況だとか、そういった理由の中で、民間の経済界の中に起きてきている労働者の賃金の問題だとか雇用問題だとか、

そういうものを意図的に持ち込まれても、これは大変迷惑な話だと思うのです。何よりも公務員の給与が民間の給与を引き下げていくという役割を背負わされるに至っては、これは、これ一人公務員だけの賃金・給料の問題でないと思っているのです。

それで、最後になりますが、実は、平成11年の4定で、2年前の同じ予特の議論の中で、まとめの討論で私どもの高階議員が立ちまして、地域における経済波及効果の問題を質問といたしますが、意見として申し述べています。

紹介いたしますと、経済学的な観点から言えば、日本福祉大学の森靖雄教授が論じている点であります。地域に100万円投じられると、それは地域経済の中で48回に回り回って4,800万円の波及効果を地域に及ぼすという、簡単に言ってしまうと、そういう議論展開、意見を申し述べました。

これとも関係しますけれども、特に3,660万円削り込みですから、これは、たまたま私どもと同じですから、職員の場合も、済みません、不勉強でした。3月に控除でしたですね。

だから、3,660万円が削減されるわけで、これの地域経済に与えるマイナスの経済波及効果、この点についてどの程度というふうに見込まれているのか、かなり深刻な問題だとは思いますが、意見を聞かせていただきたいと思っております。

総務部長

確かに、平成11年のときに、賃金の例を挙げて本に書いてあったことだということで、例を挙げられたことについては承知をいたしております。

具体的な例も挙げられたのですけれども、経済波及効果といたしますが、いわゆる削減額がどのように影響していくかということについては、本当に推定するのは大変難しいことですが、例を挙げられました計算式みたいな、そういうものに当てはめていきますと、1億は超えるような金額にはなるのでしょうか。

ただ、その使い方がどういうふうになっていきますか、それぞれのことにもなりますので、いろいろ多様な波及にはなりましょうし、また、個人の、私的なこととなりましょうし、そういう面では、いろいろと回転することもありましょうし、その辺はちょっと推定するのは定かではないのではないかと感じております。

古沢委員

市長、お答えしたいようですけれども。

市長

3,660万と言いますが、個人個人で、貯金する人もいるだろうし、それから借金払いに回す人もいるだろうし、消費に回す人もいますから、一概に幾らということは計算はなかなか難しいだろうと思っております。

古沢委員

総務部長のご答弁をいただいた方向は、地域経済に大きな影響を与えるというのは否めないと思うのです。市長が言うように、借金に充てたり貯金に回ったりしても、3,660万のうちの3分の1弱、仮に1,000万、これが地域経済に落ちるとしたら、48回回ったら4億8,000万、高階議員は、そのとき話半分にしてというふうには、覚えておられるかもしれませんが、24回にしても2億4,000万、ですから、総務部長はそれを1億と言ったのですから、さらに影響は大きいのですが、地域経済に大変な影響を与えることは間違いないと思うのです。

こうした点からも、今度の人事院勧告は認めるわけにはいかないと申しますし、こうした人勤を丸のみにする、つまり国家公務員に準じてという、この議案第24号職員の給与条例の一部改正条例案、これは認めるわけにはいかない、賛成しがたいということをお申し述べて、質問を終わりたいと思っております。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、散会いたします。